

**江南市障害者計画及び
第2期江南市障害福祉計画
【案】**

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の構成.....	5
4 計画の期間.....	6
5 県・圏域との連携.....	7
6 計画の基本理念と基本目標.....	7
(1) 基本理念.....	7
(2) 基本目標.....	8
7 施策の基本項目.....	9
(1) 自立と社会参加の支援.....	9
(2) 地域生活支援の基盤づくり.....	9
(3) 療育、教育と保健・医療の充実.....	9
(4) 安全・安心なまちづくり.....	10
8 施策の体系図.....	10
9 障害福祉サービス等の体系.....	11
第2章 障害者（児）の現状.....	15
1 障害者（児）の推移.....	15
(1) 人口の推移.....	15
(2) 身体障害者（児）.....	16
(3) 知的障害者（児）.....	20
(4) 精神障害者（児）.....	21
2 教育状況.....	23
(1) 早期療育施設（通園児数）の推移.....	23
(2) 特別支援学校の就学状況.....	24
(3) 小学校・中学校の特別支援学級.....	26
3 就業状況.....	27
4 福祉サービスの利用状況.....	29
(1) 相談支援.....	29
(2) 在宅生活支援.....	29
(3) 住宅.....	31

(4) 移動・交通.....	31
(5) 保健・医療.....	32
(6) 各種手当.....	35
(7) 人的資源.....	36
(8) 施設等の利用状況.....	37
第3章 目標年度の人口及び障害者（児）の推計.....	43
1 人口.....	43
2 身体障害者（児）.....	43
3 知的障害者（児）.....	44
4 精神障害者（児）.....	44
第4章 基本施策.....	47
1 自立と社会参加の支援.....	47
(1) 心のバリアフリー.....	47
(2) NPO・ボランティア活動.....	48
(3) 雇用、就労.....	49
(4) スポーツ、レクリエーション、文化活動.....	51
(5) 情報コミュニケーション.....	52
2 地域生活支援の基盤づくり.....	53
(1) 相談支援.....	53
(2) 障害福祉サービス.....	54
(3) 地域生活支援事業.....	55
3 療育、教育と保健・医療の充実.....	56
(1) 療育.....	56
(2) 教育.....	57
(3) 保健・医療.....	58
4 安全・安心なまちづくり.....	60
(1) 福祉のまちづくり.....	60
(2) 防災、防犯.....	61
第5章 サービス見込量とサービス確保のための取り組み.....	65
1 地域生活等への移行に関する数値目標.....	65
(1) 施設入所者の地域生活への移行（身体障害者、知的障害者）.....	65

(2)	入院中の精神障害のある人の地域生活への移行.....	66
(3)	福祉施設利用者の一般就労への移行.....	67
2	自立支援給付によるサービスの数値目標.....	68
(1)	訪問系サービス.....	68
(2)	日中活動系サービス.....	71
(3)	居住系サービス.....	79
(4)	相談支援（サービス利用計画作成事業）.....	81
3	地域生活支援事業の数値目標.....	82
(1)	相談支援事業.....	82
(2)	コミュニケーション支援事業.....	83
(3)	日常生活用具給付等事業.....	84
(4)	移動支援事業.....	86
(5)	地域活動支援センター事業.....	87
(6)	その他の事業.....	89
4	サービス確保のための方策.....	94
(1)	訪問系サービス.....	94
(2)	日中活動系サービス.....	94
(3)	居住系サービス.....	95
(4)	相談支援（サービス利用計画作成事業）.....	95
(5)	地域生活支援事業.....	95
第6章 計画の推進に向けて.....		99
1	市の推進体制と計画の進行管理.....	99
2	関係機関等の連携.....	99
3	地域自立支援協議会について.....	100
4	人材の養成確保及び資質の向上.....	100
5	計画の普及・啓発.....	101

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

江南市（以下、本市という。）では、平成10年3月に、平成20年度までを計画期間とした「江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」を策定し、さらに、平成16年3月に見直しを行い障害のある人の福祉向上に努めてきました。

この間、国では平成15年度から障害者福祉サービスにおいて、行政がサービス内容を決定する措置制度から利用者自らサービスを選択し契約する支援費制度が導入されました。さらに、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、身体障害・知的障害・精神障害といった障害の種別に関わらず提供されるサービスの仕組みが一元化され、従来の施設や事業の体系も再編することになりました。

それに伴い、障害者自立支援法では、市町村に対し障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関し、必要なサービス量も盛り込んだ「障害福祉計画」の策定を義務づけました。それを受けて本市でも平成19年3月に「第1期江南市障害福祉計画」を策定しました。

「第1期江南市障害福祉計画」は、平成18年度から平成20年度までの計画期間であり、平成23年度の数値目標に至る中間段階としての位置づけとなります。そのため、今回策定の第2期計画は、平成21年度から平成23年度までの計画期間であり、第1期計画の策定に際して基本指針として国が示した平成23年度の数値目標の考え方は変更しないで本市の第2期計画を策定するものです。

このような状況を踏まえ、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、現行の「江南市の人にやさしい街づくり基本計画及び障害者計画」を「江南市障害者計画」として策定し、併せて「第2期江南市障害福祉計画」の策定を行います。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく本市における障害者の状況等を踏まえた障害者のための施策に関する基本的な計画である「障害者計画」及び平成18年4月に施行された障害者自立支援法第88条に基づく本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な量の見込み、見込量確保のための方策等を定めた「障害福祉計画」を併せたものとして策定しています。

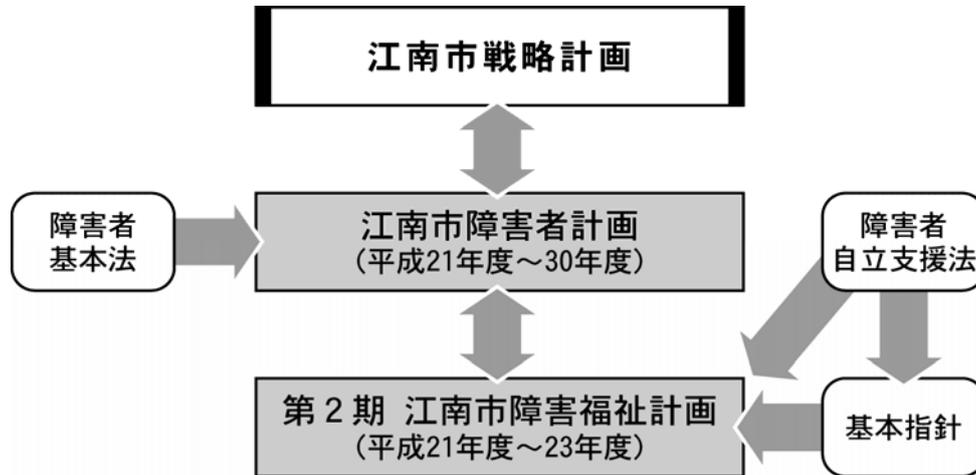
図表1-1 障害者計画と障害福祉計画との関係

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (昭和45年5月21日施行)	障害者自立支援法 (平成18年4月1日施行)
性 格	障害のある人の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害のある人のための施策に関する基本的な計画	各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込量の確保のための方策等の計画
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「障害者基本計画」及び愛知県の「21世紀あいち福祉ビジョン」を基本とした計画 ・江南市戦略計画の部門計画 	障害者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的数値目標
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の性格、期間等 ・基本理念、基本目標等 ・障害者の推計 ・施策の体系 ・施策の推進 ・各施策の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度の目標設定 ・障害福祉サービス・相談支援の必要量見込み、確保方策 ・地域生活支援事業の実施に関する事項



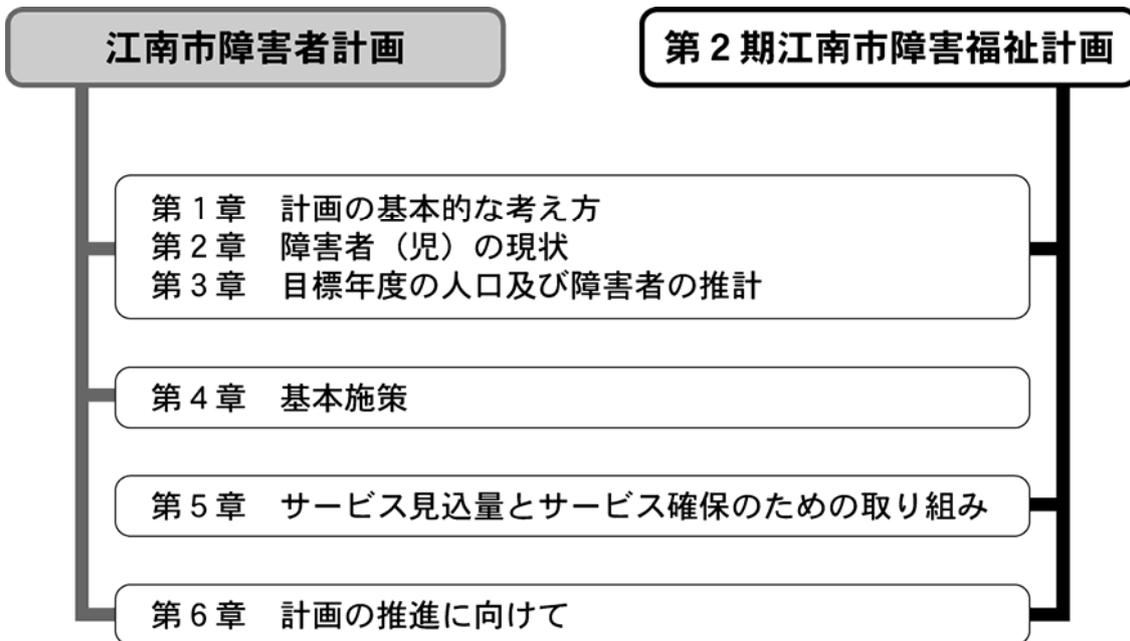
本計画は、平成19年度に策定された本市の上位計画である「江南市戦略計画」の将来像を実現するための部門計画として位置づけられます。

図表1-2 他の計画との関係



3 計画の構成

図表1-3 計画の構成

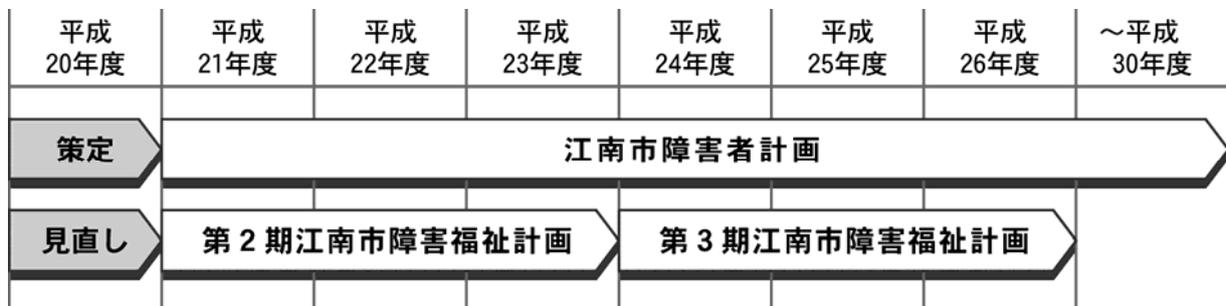


4 計画の期間

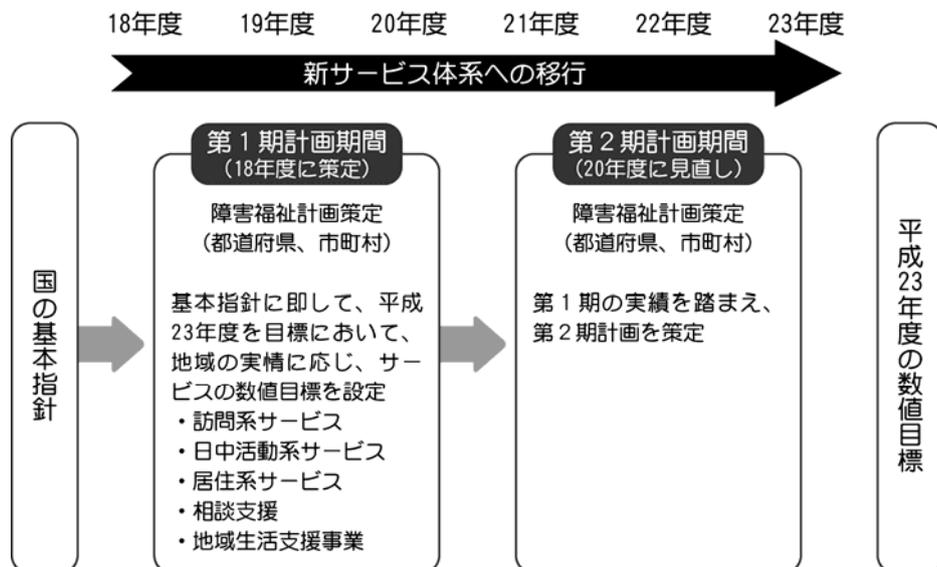
障害者基本法に規定する、障害者計画は計画期間を平成21年度から30年度までとし、障害者自立支援法に規定する、障害福祉計画については3か年を1期として、計画期間を平成21年度から平成23年度までとします。

策定にあたって国の障害者基本計画及び愛知県の「21世紀あいち福祉ビジョン」を基本として整合性を図りながら、本市の障害者施策を計画的に推進していくこととします。

図表1-4 計画期間



図表1-5 障害福祉計画における数値目標設定について



5 県・圏域との連携

障害福祉サービスの実施にあたり、障害のある人が生活する「市町村」を基本的な単位として、きめ細かいサービスを提供することが最も必要となりますが、市町村単位で実施が困難な事業については、事業の内容やニーズに応じた広域的な地域単位を設定し、地域間で格差がないようにサービス提供体制づくりを進める必要があります。

障害福祉圏域は、市町村だけでは対応困難な各種サービスを地域的な視点から整備することにより、広域的なサービス提供網を築くために県による支援体制のほか複数市町村を含む圏域として、身近な地域で障害のある人の日常的な相談や、関係機関と適切な連絡調整を図りつつ、障害者の需要に応じた在宅・入所サービスを提供します。

※ 江南市は、尾張北部障害福祉圏域に含まれ、春日井市、小牧市、犬山市、岩倉市、扶桑町、大口町の5市2町で構成されています。

6 計画の基本理念と基本目標

(1) 基本理念

現在の障害者福祉は、ノーマライゼーションの考えの下、障害のある人が社会の中で孤立せずに、本人の「自己選択」「自己決定」「自己管理」「自己実現」が最大限に尊重され、能力や個性を最大限に発揮できる場、生きがいを創造できる社会環境づくりが求められています。

本市では、国の障害者基本計画で示された誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の考え方にに基づき、『すべての人の「社会参加と自立」の実現』を基本理念として掲げています。

これは、障害のある人を含めたすべての人が、自由に移動し、働き、そして生きがいを持って暮らす権利があり、そのためには、何らかの障害や不自由のある人に対して、その障害や不自由による社会的不利を無くしていくための社会的対策や努力によって、『すべての人の「社会参加と自立」の実現』を目指していくものです。

障害のある人を含めたすべての人の生活のあり方については、日常生活における質的向上や、一人の市民として自立や社会参加への意識が強まっている中で、住み慣れた地域で自分らしく充実した人生を過ごすことが重視されています。

そこで、地域でともに暮らし、みんなで支え合いながら、誰もが自分らし

い暮らしを実現できるまちとなるよう、障害への理解と支え合いの市民意識を形成し、支援体制や生活環境の充実を目指します。

(2) 基本目標

これらの基本理念に立って、本計画における基本目標として、次の3つの目標を掲げます。

基本目標 1 障害のある人への理解と支援の促進

障害のある人もない人も、相互に個性を認めあい尊重しあうとともに、あらゆる社会参加の機会が均等に得られるよう、差別・偏見の解消、情報・コミュニケーション手段の充実、安心・安全な生活環境の整備など、あらゆるバリアの解消に努めます。

基本目標 2 自立した生活への支援

障害のある人が、健やかで、地域で自立して豊かに暮らせるよう、保健・医療や生活支援サービスの量的・質的な充実を図るとともに、権利擁護事業の整備など、自立した生活を支援します。

また、自己選択と自己決定のもとにそれぞれの能力が十分に発揮できるよう、教育・育成の充実、就労機会の拡大、諸活動への参加・参画の促進など社会参加への支援をします。

基本目標 3 地域福祉の推進

障害のある人が、住み慣れた地域の中で、安心、安全に暮らしていけるよう、共生社会を目指し、支え合いのある仕組みづくりを支援します。

7 施策の基本項目

本計画の基本理念・基本目標に向け、基本項目を次のように定めます。

(1) 自立と社会参加の支援

活動の場・就労の場を確保することは重要であり、社会的自立に向けた支援施策の充実が必要です。そのため、関係機関との連携を図りながら、一般雇用はもとより、福祉的就労も含め、障害のある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

また、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るため、障害のある人の地域生活を支えるために重要なボランティア活動の支援・育成や障害や障害のある人に対する理解を促進するための啓発活動を推進します。

(2) 地域生活支援の基盤づくり

障害者のニーズの多様化に対応するためにも、障害のある人の生活の利便性を図り、さらにその家族を含めた相談支援の確保とケアマネジメント体制の確立が必要です。そのため、サービスの質の向上や提供体制の整備に努め、長期間入所や入院している人の地域への移行をふまえ、障害福祉サービス等の充実に向けた支援を推進します。また、コミュニケーションの支援や日常生活用具の給付等、地域生活支援事業を推進し、積極的に情報提供を図ります。

(3) 療育、教育と保健・医療の充実

障害のある子どもが、安心して地域の中で生活できるよう支援していく必要があります。障害の特性や状況に応じた療育・教育体制の整備も必要です。そのため、障害のある子どもやその家族に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の状況に応じた療育・教育環境づくりに努め、関係機関が連携しニーズに対応した支援を推進します。

また、障害の発生の予防、進行及び重度化を防ぐ保健・医療・リハビリテーション等のサービスの充実が必要となります。そのためには障害の早期発見・早期治療のための各種健康診査及び医療が必要な人は障害者医療などで支援を実施し、妊娠期から高齢期に至るライフステージにおいて、個々のニーズに対応できるよう一貫した支援体制の整備を図ります。

(4) 安全・安心なまちづくり

障害のある人はもとより、誰もが安心して快適な生活が送れるよう、すべての人にやさしいまちづくりを進める必要があります。そのため、障害の特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から住環境の整備・改善に努めます。また、障害のある人が安心して生活を送ることができるよう、防災・防犯体制の充実を図ります。

8 施策の体系図

基本理念

■ ■ すべての人の「社会参加と自立」の実現 ■ ■

基本
目標

- 1 障害のある人への理解と支援の促進
- 2 自立した生活への支援
- 3 地域福祉の推進

基本項目

基本的方向

	基本項目	基本的方向
1	自立と 社会参加の支援	(1) 心のバリアフリー (2) NPO・ボランティア活動 (3) 雇用、就労 (4) スポーツ、レクリエーション、文化活動 (5) 情報コミュニケーション
2	地域生活支援の 基盤づくり	(1) 相談支援 (2) 障害福祉サービス (3) 地域生活支援事業
3	療育、教育と 保健・医療の充実	(1) 療育 (2) 教育 (3) 保健・医療
4	安全・安心な まちづくり	(1) 福祉のまちづくり (2) 防災、防犯

9 障害福祉サービス等の体系

制度改正前の障害福祉サービスは支援費制度を中心に、各障害福祉立法で定められていました。各サービスは、自宅で利用する居宅サービスと入所・通所施設を利用する施設サービスとに大きく2分されていました。

平成18年度の改正で、障害のある人を対象とする障害福祉サービスは障害者自立支援法に基づき、障害の種類、年齢、施設・居宅の枠組み等を超えた新体系サービスとして再編されました。

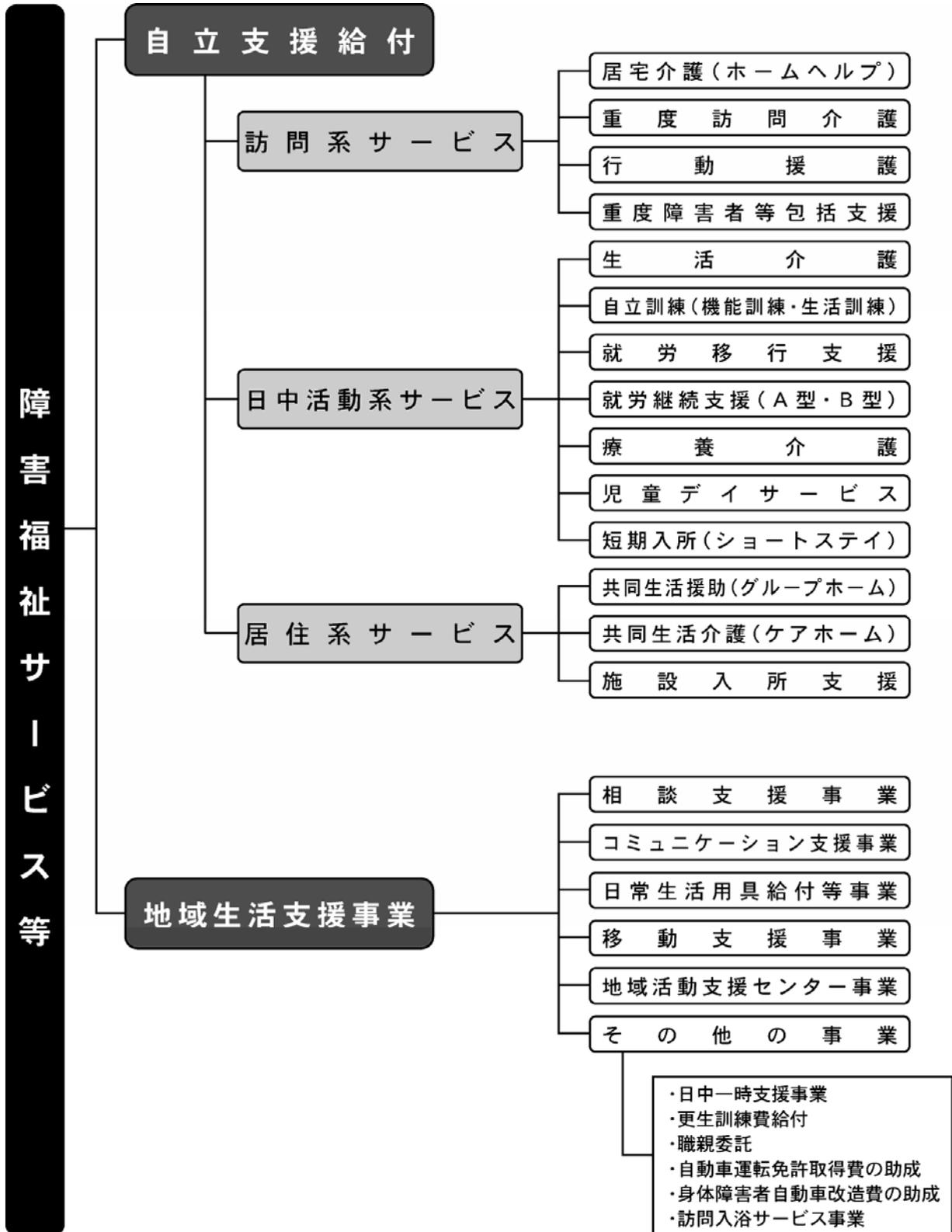
居宅サービスの新体系への移行は平成18年10月に実施しました。施設サービス及び支援費以外のサービスの移行については、平成18年10月より平成24年3月までの5か年の移行期間を設け、順次実施しています。

旧サービス体系	
居宅サービス	
居宅介護 (ホームヘルプ)	身・知・児
デイサービス	身・知・児
短期入所 (ショートステイ)	身・知・児
施設サービス	
療護施設	身
更生施設	身・知
授産施設	身・知
グループホーム	知
通勤寮	知

支援費以外のサービス	
福祉工場	身・知・精
小規模授産施設	身・知・精
生活訓練施設	精

新サービス体系	
訪問系サービス	
居宅介護 (ホームヘルプ)	
重度訪問介護	
行動援護	
重度障害者等包括支援	
日中活動系サービス	
生活介護	
自立訓練 (機能・生活)	
就労移行支援	
就労継続支援 (A型・B型)	
療養介護	
児童デイサービス	
短期入所 (ショートステイ)	
居住系サービス	
共同生活援助 (グループホーム)	
共同生活介護 (ケアホーム)	
施設入所支援	
その他サービス	
相談支援 (サービス利用計画作成事業)	

図表1-6 障害福祉サービス等の体系図



第2章

障害者（児）の現状

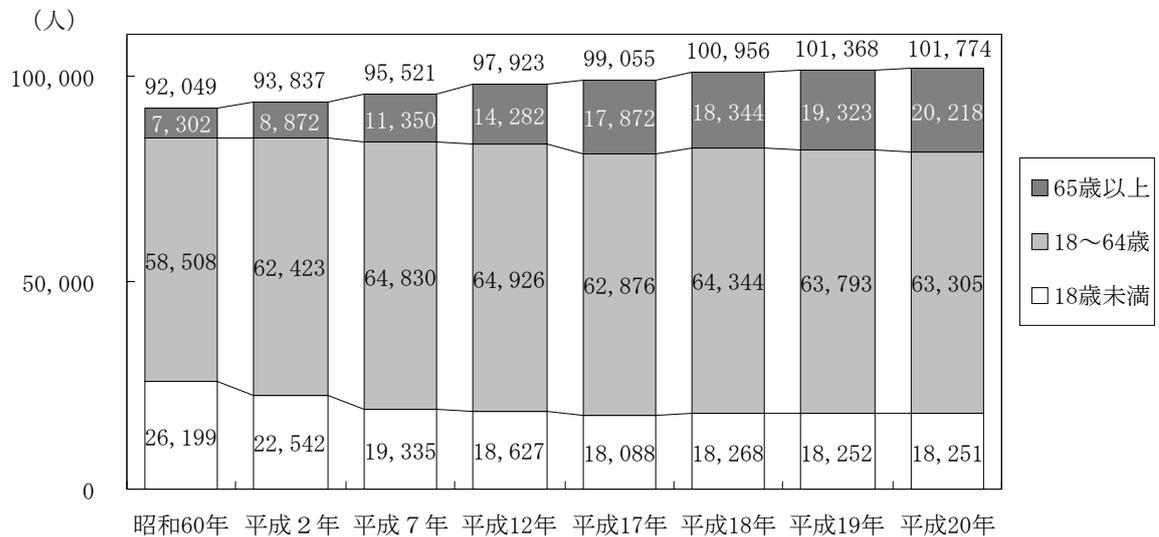
第2章 障害者（児）の現状

1 障害者（児）の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は、昭和60年の92,049人から年々増加しています。特に高齢者（65歳以上）の人口は、平成20年には20,000人を超え、高齢者が全人口に占める割合は19.9%となっています。

図表2-1 人口の推移



資料：国勢調査・平成18～20年は住民基本台帳、各年3月31日現在

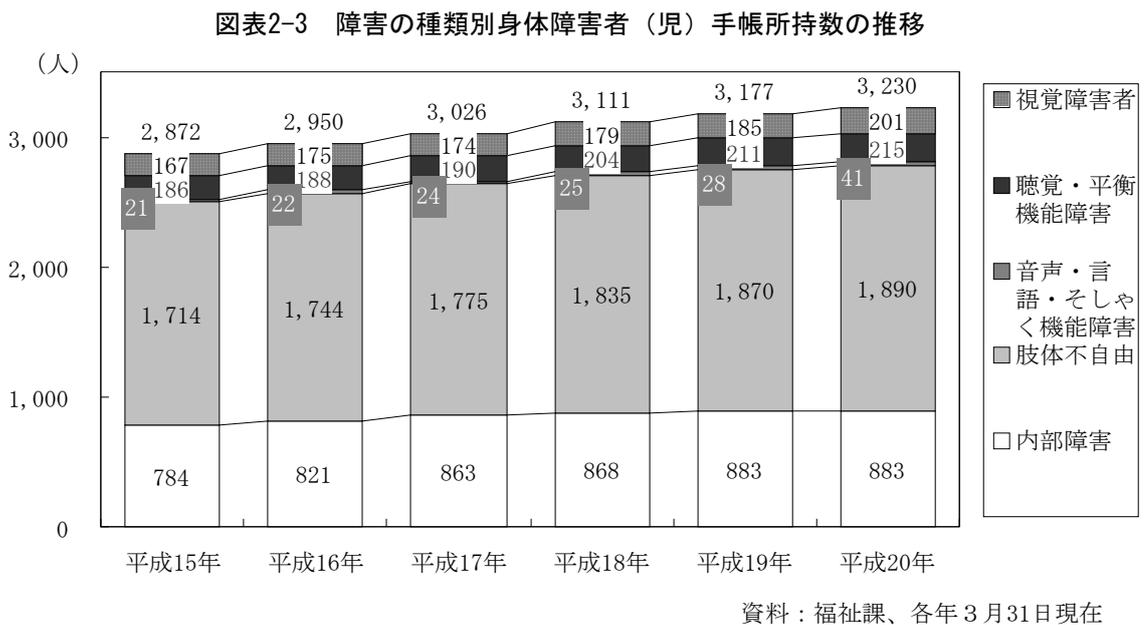
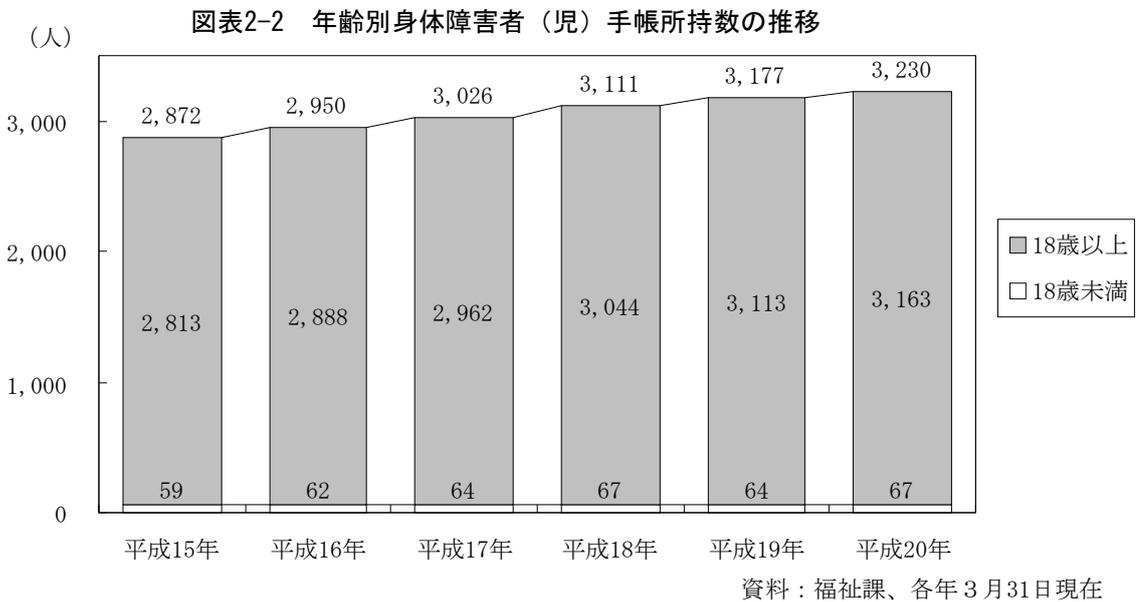
(2) 身体障害者（児）

身体障害者（児）は、平成15年の2,872人から年々増加しています。

平成17年には3,000人を超え、平成20年には3,230人となっています。

障害の種類別では肢体不自由が多く、全体の約6割を占めています。また、他の障害も年々増加傾向にあります。

障害等級別で見ると、5・6級の軽度障害者（児）は、増減が少ないのに対し、1・2級の重度障害者（児）は増加傾向となっています。



(単位：人)

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
視覚障害	167 (1)	175 (1)	174 (1)	179 (2)	185 (2)	201 (4)
聴覚・平衡機能障害	186 (6)	188 (6)	190 (8)	204 (8)	211 (9)	215 (8)
音声・言語・そしゃく機能障害	21 (1)	22 (1)	24 (2)	25 (2)	28 (2)	41 (2)
肢体不自由	1,714 (33)	1,744 (33)	1,775 (31)	1,835 (30)	1,870 (29)	1,890 (31)
内部障害	784 (18)	821 (21)	863 (22)	868 (25)	883 (22)	883 (22)
合 計	2,872 (59)	2,950 (62)	3,026 (64)	3,111 (67)	3,177 (64)	3,230 (67)

資料：福祉課、各年3月31日現在、()内は障害児〔内数〕

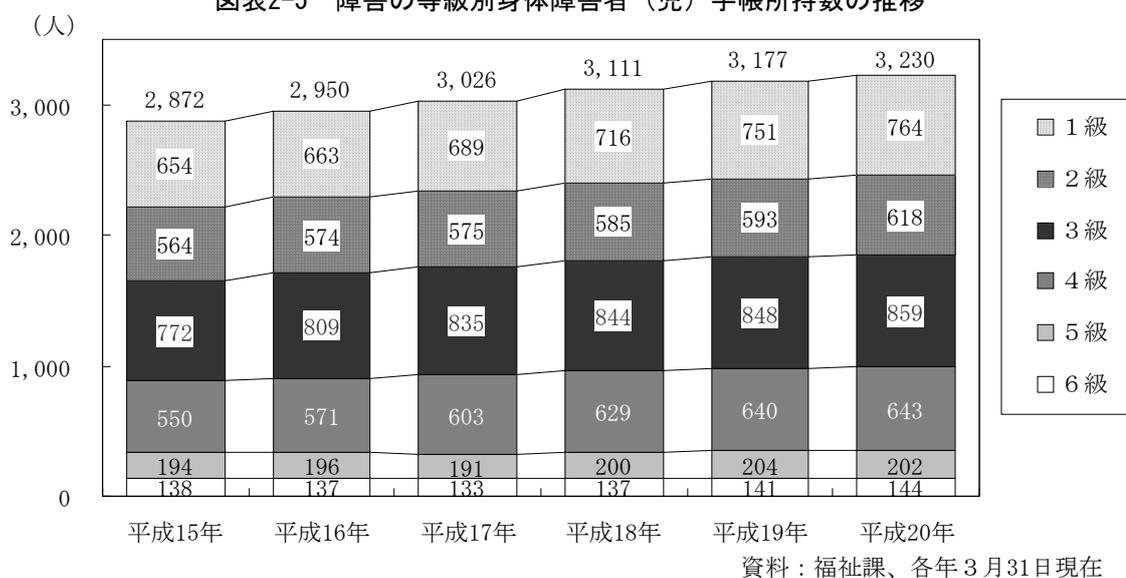
図表2-4 障害の等級別・種類別身体障害者（児）手帳所持者の状況

(単位：人)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	64 (2)	67 (1)	23 (0)	14 (0)	17 (1)	16 (0)	201 (4)
聴覚・平衡機能障害	8 (0)	66 (2)	43 (3)	30 (1)	0 (0)	68 (2)	215 (8)
音声・言語・そしゃく機能障害	3 (0)	6 (0)	17 (1)	15 (1)	0 (0)	0 (0)	41 (2)
肢体不自由	304 (8)	467 (12)	497 (7)	377 (3)	185 (1)	60 (0)	1,890 (31)
内部障害	385 (6)	12 (0)	279 (11)	207 (5)	0 (0)	0 (0)	883 (22)
計	764 (16)	618 (15)	859 (22)	643 (10)	202 (2)	144 (2)	3,230 (67)

資料：福祉課、平成20年3月31日現在、()内は障害児〔内数〕

図表2-5 障害の等級別身体障害者（児）手帳所持数の推移



(単位：人)

区分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
1級	654 (19)	663 (19)	689 (17)	716 (17)	751 (15)	764 (16)
2級	564 (13)	574 (13)	575 (11)	585 (11)	593 (12)	618 (15)
3級	772 (18)	809 (20)	835 (21)	844 (22)	848 (22)	859 (22)
4級	550 (2)	571 (6)	603 (11)	629 (12)	640 (11)	643 (10)
5級	194 (3)	196 (2)	191 (2)	200 (3)	204 (2)	202 (2)
6級	138 (4)	137 (2)	133 (2)	137 (2)	141 (2)	144 (2)
計	2,872 (59)	2,950 (62)	3,026 (64)	3,111 (67)	3,177 (64)	3,230 (67)

資料：福祉課、各年3月31日現在、()内は障害児〔内数〕

図表2-6 年齢別・障害の等級別身体障害者（児）手帳所持数の推移

(単位：人)

区分	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	計
1級	16	260	488	764
2級	14	205	399	618
3級	23	268	568	859
4級	10	211	422	643
5級	2	83	117	202
6級	2	56	86	144
計	67	1,083	2,080	3,230

資料：福祉課、平成20年3月31日現在

図表2-7 年齢別・障害の種類別身体障害者（児）手帳所持者の状況

(単位：人)

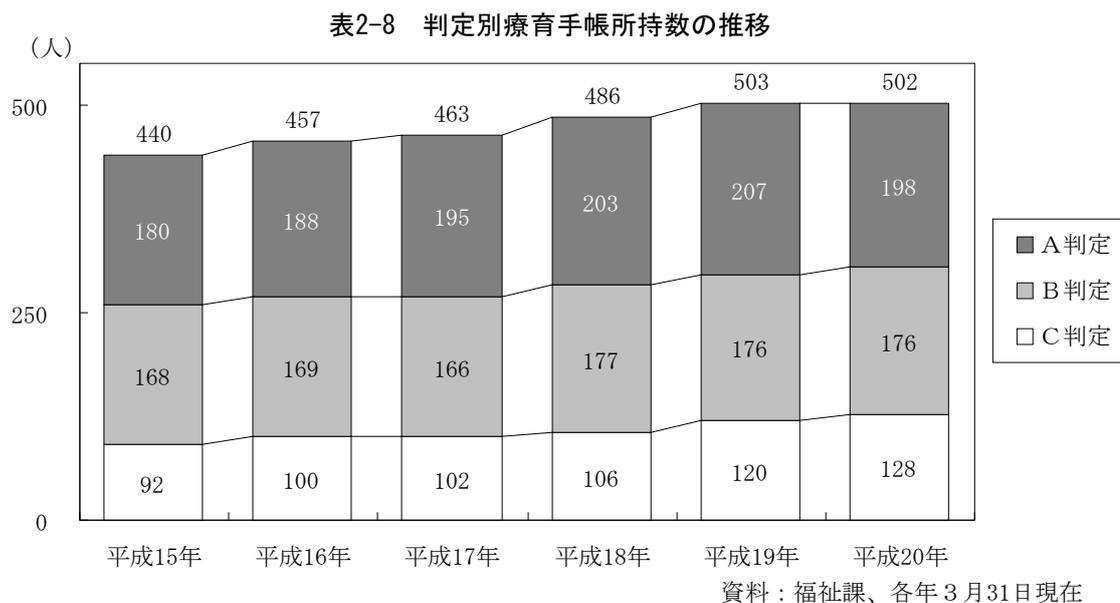
区 分	18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	計
視覚障害	4	59	138	201
聴覚・平衡機能障害	8	67	140	215
音声・言語・そしゃく機能障害	2	25	14	41
肢体不自由	31	642	1,217	1,890
上肢	1	213	345	559
下肢	4	247	447	698
体幹	26	181	425	632
移動	0	1	0	1
内部障害	22	290	571	883
心臓機能	19	164	320	503
じん臓機能	0	87	94	181
呼吸器機能	0	10	70	80
膀胱・直腸・小腸機能	3	22	87	112
免疫機能	0	7	0	7
計	67	1,083	2,080	3,230

資料：福祉課、平成20年3月31日現在

(3) 知的障害者（児）

知的障害者（児）数は、平成15年の440人から年々増加し、平成19年には503人、平成20年には502人とほぼ横ばいとなっています。

平成20年3月31日現在の判定別構成では、A判定の重度障害者（児）が39.4%、B判定の中度障害者（児）が35.1%と7割以上を占めています。



図表2-9 年齢別・判定別療育手帳所持者の状況

(単位：人)

区分	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	計
A判定	50	141	7	198
B判定	38	127	11	176
C判定	59	67	2	128
計	147	335	20	502

資料：福祉課、平成20年3月31日現在

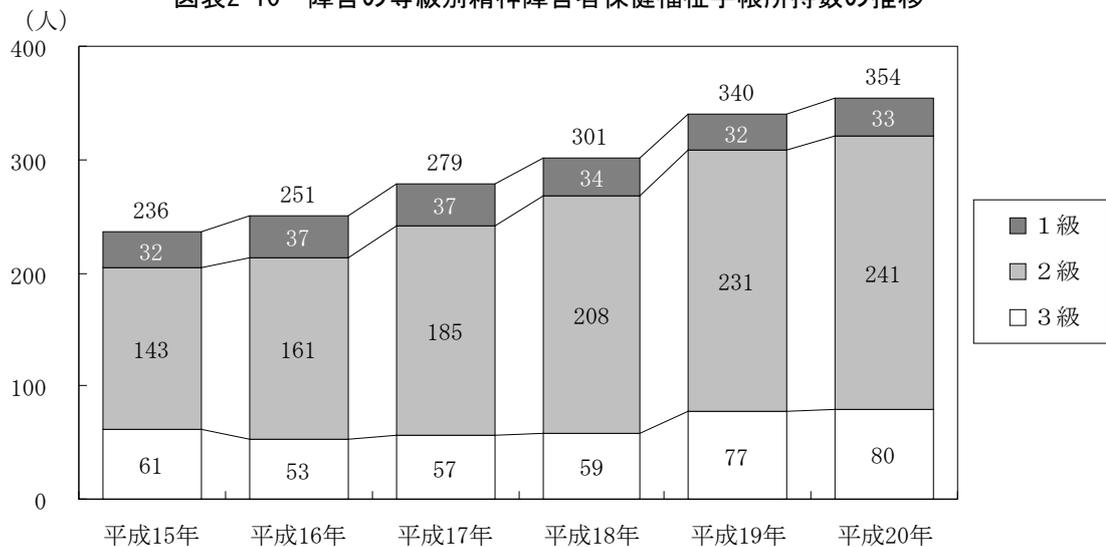
(4) 精神障害者（児）

精神障害者（児）数は、平成15年の236人から年々増加し、平成20年には354人となっています。

18歳未満の精神障害者（児）数は、少数で2人となっています。

精神障害疾患の患者数の推移では、平成15年の977人から年々増加し、平成20年には1,338人となっています。

図表2-10 障害の等級別精神障害者保健福祉手帳所持数の推移



資料：江南保健所、各年3月31日現在

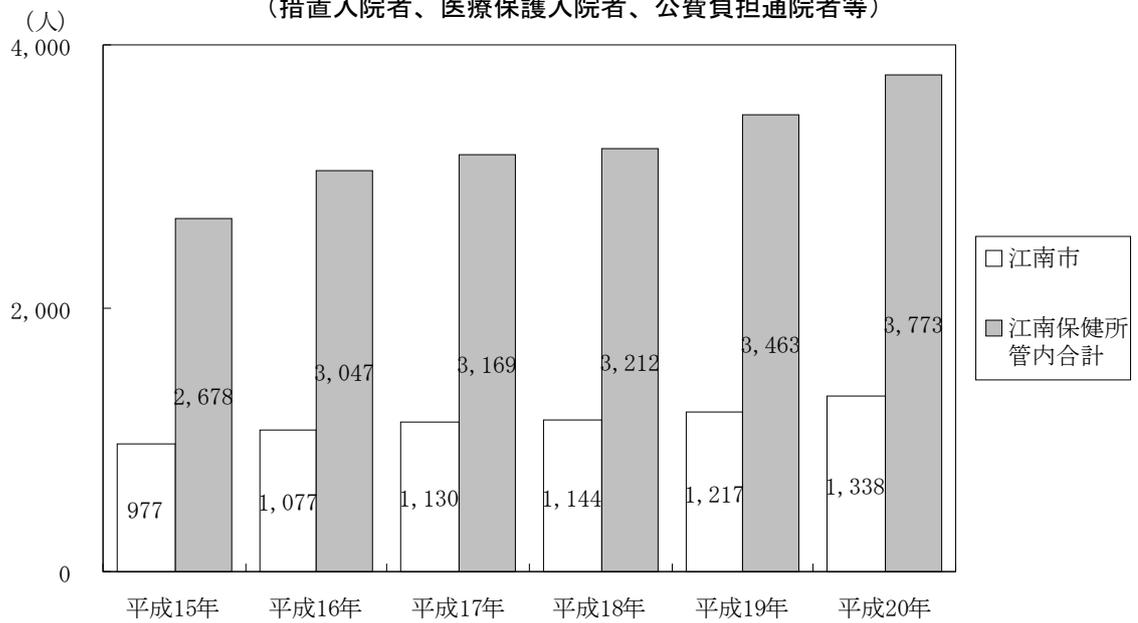
図表2-11 年齢別・障害の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

(単位：人)

区分	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	計
1級	2	10	21	33
2級	0	185	56	241
3級	0	71	9	80
計	2	266	86	354

資料：江南保健所、平成20年3月31日現在

図表2-12 精神障害疾患の患者数の推移
 (措置入院者、医療保護入院者、公費負担通院者等)



資料：江南保健所、平成15～17年は12月31日 平成18～20年は3月31日現在

2 教育状況

(1) 早期療育施設（通園児数）の推移

早期療育施設の通園児数の推移をみると、平成15年から減少傾向でしたが平成18年以降増加傾向にあり、平成20年は79人が利用しています。通園児数の増加に伴い、平成20年には早期療養施設は、8園となっています。

図表2-13 早期療育施設（通園児数）の推移

(単位：人)

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
わかくさ園	17	19	16	20	19	18
布袋西保育園	8	7	8	7	10	11
門弟山保育園	10	7	6	7	8	4
中央保育園	9	9	10	16	16	14
古知野西保育園	10	4	1	2	7	4
藤里保育園	8	6	8	11	10	12
草井保育園	4	4	5	4	7	8
あずま保育園	0	0	0	0	0	8
計	66	56	54	67	77	79

資料：子育て支援課、各年3月31日現在

(2) 特別支援学校の就学状況

特別支援学校への就学者は、増加傾向にあり、平成20年5月1日現在で幼稚部1人を含め63人が利用しています。

また、知的障害者の小学部への就学者は、増加傾向でしたが、平成19年から減少し、中学部の就学者が増加しています。

図表2-14 特別支援学校の就学状況

(単位：人)

種別	学校名	所在地	江南市の在学者数				
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
視覚障害	名古屋盲学校	名古屋市	0	1	0	1	2
聴覚障害	一宮聾学校	一宮市	0	0	0	2	2
知的障害	春日台養護学校	春日井市	0	1	0	0	1
	一宮東養護学校	一宮市	0	13	13	15	41
	三好養護学校	三好町	0	1	0	0	1
肢体不自由	名古屋養護学校	名古屋市	0	0	0	1	1
	一宮養護学校	一宮市	1	8	0	4	13
病弱	大府養護学校	大府市	0	0	2	0	2
計			1	24	15	23	63

資料：教育課、平成20年5月1日現在

図表2-15 特別支援学校の在学者数の推移

(単位：人)

種別	学校名		江南市の在学者数					
			平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
視覚障害	名古屋 盲学校	小学部	0	0	0	0	0	1
		中学部	0	0	1	0	0	0
		高等部	1	1	1	1	2	1
聴覚障害	一宮 聾学校	小学部	1	1	0	0	0	0
		中学部	1	1	2	2	2	0
		高等部	0	0	1	1	1	2
知的障害	春日台 養護学校	小学部	0	0	0	0	0	1
		中学部	0	0	0	0	1	0
	一宮東 養護学校	小学部	13	17	21	23	20	13
		中学部	4	2	2	4	6	13
		高等部	22	19	22	15	16	15
	三好 養護学校	小学部	1	1	1	1	1	1
肢体 不自由	名古屋 養護学校	中学部	0	0	0	1	0	0
		高等部	0	0	0	0	1	1
	一宮 養護学校	小学部	3	4	1	5	6	8
		中学部	3	3	4	2	2	0
		高等部	6	3	1	2	2	4
病弱	大府 養護学校	小学部	0	1	0	0	0	0
		中学部	0	0	1	0	0	2
小学部計			18	24	23	29	27	24
中学部計			8	6	10	9	11	15
高等部計			29	23	25	19	22	23
合計			55	53	58	57	60	62

資料：教育課、各年5月1日現在

(3) 小学校・中学校の特別支援学級

小学校の特別支援学級の在学者は68人、中学校は33人が通学しています。
通級による指導（ことばの教室）は、在籍者が平成18年度の49人から平成20年度は32人に減少しています。

図表2-16 江南市の児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

(単位：校、人)

区 分	小学校		中学校	
	学校数	在学者数	学校数	在学者数
国 立	0	0	0	0
市 立	9	68	5	33
私 立	0	0	0	0
計	9	68	5	33

資料：教育課、平成20年5月1日現在

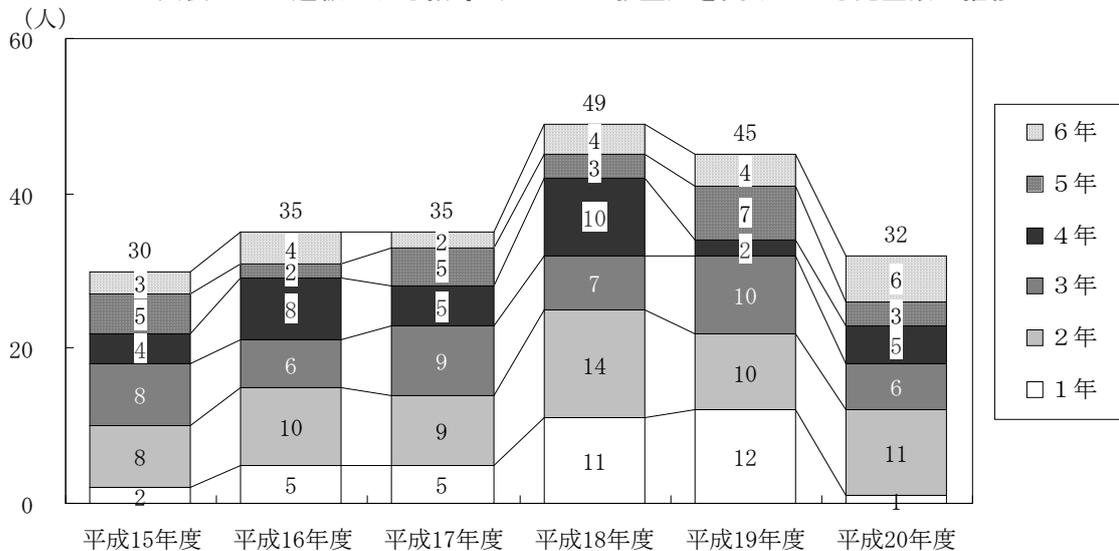
図表2-17 小学校・中学校の特別支援学級の状況

(単位：人)

区 分	学級数	小学校							中学校				全体
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
知的障害	12	2	10	3	6	5	8	34	7	7	6	20	54
情緒障害	10	5	3	3	8	6	7	32	2	4	2	8	40
病弱	2	0	1	1	0	0	0	2	1	2	2	5	7
計	24	7	14	7	14	11	15	68	10	13	10	33	101

資料：教育課、平成20年5月1日現在

図表2-18 通級による指導（ことばの教室）を受けている児童数の推移



資料：教育課、各年度中在籍者、平成20年度は4月在籍者数

3 就業状況

一般企業における障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、1.8%以上の障害者雇用率の確保が示されています。しかし、犬山公共職業安定所管内における障害者雇用の状況は、1.49%の実雇用率であり、雇用率達成企業の割合は、45.0%を占めています。全国と比較すると、犬山公共職業安定所管内での達成率は高くなっています。

規模別にみると、56～99人、100～299人規模の企業では、達成企業の割合が高くなっています。

犬山職業安定所管内の障害者登録者数は、身体障害者が572人、知的障害者が274人、精神障害者が97人となっており、特に内部疾患、知的障害者の登録者数が多くなっています。また、就業者数は身体障害者が367人、知的障害者が219人、精神障害者が24人となっています。

図表2-19 一般企業における障害者雇用の状況

(単位：%)

規模別	犬山公共職業安定所管内		愛知県		全 国	
	実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合	実雇用率	雇用率達成企業の割合
56～99人	1.23	43.2	1.30	42.8	1.43	44.8
100～299人	1.33	51.0	1.18	41.1	1.30	44.4
300～499人	1.36	33.3	1.38	39.6	1.49	40.8
500～999人	1.48	25.0	1.53	36.9	1.57	40.4
1,000人以上	1.70	25.0	1.69	32.6	1.74	40.1
計	1.49	45.0	1.48	41.0	1.55	43.8

資料：犬山公共職業安定所、平成19年6月1日現在

図表2-20 公共職業安定所に登録している障害者の状況

(単位：人)

区分	平成18年			平成19年			平成20年		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
新規求職申込数	128	23	27	150	27	44	137	26	48
就職件数	53	10	3	54	12	11	57	14	14
新規登録者数	61	8	19	71	5	24	66	9	36
有効求職数	183	64	36	183	53	49	176	49	63
就業中の者	353	192	9	334	197	14	367	219	24
保留中の者	248	55	13	32	11	3	29	6	10

資料：犬山公共職業安定所、各年3月31日現在

図表2-21 害部位別公共職業安定所に登録している障害者の状況

区分	障害別	登録者数							
		登録者数		有効求職数		就業中		保留中	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
身体障害者	視覚	35	3.7	12	4.2	22	3.6	1	2.2
	聴覚・言語等	79	8.4	19	6.6	57	9.3	3	6.7
	上肢	116	12.3	34	11.8	76	12.5	6	13.3
	下肢	127	13.5	30	10.4	87	14.3	10	22.2
	体幹	56	5.9	22	7.6	31	5.1	3	6.7
	脳病変	13	1.4	2	0.7	11	1.8	0	0.0
	内部疾患	146	15.5	57	19.8	83	13.6	6	13.3
	小計	572	60.7	176	61.1	367	60.2	29	64.4
知的障害者	274	29.1	49	17.0	219	35.9	6	13.3	
精神障害者	97	10.3	63	21.9	24	3.9	10	22.2	
小計	371	39.4	112	38.9	243	39.8	16	35.5	
合計	943	100.0	288	100.0	610	100.0	45	100.0	

資料：犬山公共職業安定所、平成20年3月31日現在

注) 犬山公共職業安定所管内は、江南市、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町となっています。

4 福祉サービスの利用状況

(1) 相談支援

① 相談

平成12年度に市社会福祉協議会にある江南市社会福祉協議会地域福祉サービスセンター、平成18年度からは犬山市にある精神障害者地域活動支援センター「希楽里」の2箇所で、日常生活または社会生活を営むことができるようにするための相談に応じます。

区 分		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
設置数（箇所）		1	1	1	2	2
相談件数（件）		721	1,120	1,347	2,546	2,752
内 訳	地域福祉サービスセンター	721	1,120	1,347	1,368	1,354
	精神障害者地域活動支援センター	0	0	0	1,178	1,398

資料：福祉課

(2) 在宅生活支援

① 居宅介護

ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、食事、入浴、排泄などの介護や身の回りの世話をを行います。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数（人）	450	770	943	828	887
利用時間（時間）	12,430.5	27,011.5	29,408.0	23,541.0	24,195.0

（事業所：江南市社会福祉協議会、なのはな、シルバーネット、オリーブ 他）

資料：福祉課

② 児童デイサービス

日常的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数（人）	177	193	358	664	661
利用日数（日）	2,355	2,524	3,722	5,470	5,433

（事業所：わかくさ園、おりーぶおりーぶ 他）

資料：福祉課

③ 短期入所

介護者が病気等の場合に、施設で夜間も含め入浴や排泄、食事の介護を行います。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数（人）	162	195	260	164	224
利用日数（日）	859.75	983.25	1,305.5	1,144	1,095

（事業所：ふじの木園 他）

資料：福祉課

④ 訪問入浴

移動入浴車で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数（人）	5	5	5	5	5
利用回数（回）	119	89	110	84	81

資料：福祉課

⑤ 訪問理髪

理美容師が家庭を訪問し、理髪を行います。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数（人）	16	15	15	15	17
利用回数（回）	84	80	79	80	70

資料：福祉課

⑥ 緊急通報システム

緊急の場合スイッチを押すことにより消防署に通報できる、緊急通報装置を無料で設置します。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
障害者（人）	1	1	3	3	4
高齢者（人）	227	261	287	300	330

資料：高齢者生きがい課

(3) 住宅**① リフォームヘルパーの派遣**

作業療法士、建築士などが住宅改善の相談に応じます。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数（人）	19	13	9	7	10

資料：福祉課

② 住宅改善

住宅改善のための費用を、助成します。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用件数（件）	19	13	9	7	10

資料：福祉課

(4) 移動・交通**① 自動車運転免許取得費の助成**

自動車運転免許取得に要する費用を、助成します。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用件数（件）	1	1	1	1	1

資料：福祉課

② 身体障害者自動車改造費の助成

自動車改造に要する費用を、助成します。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用件数（件）	3	5	4	4	2

資料：福祉課

③ タクシー基本料金の助成

中型タクシーの基本料金を、助成します。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
利用人数（人）	456	521	547	625	664

資料：福祉課

(5) 保健・医療

① 妊婦健康診査

妊娠中の方の健診を、助成します。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
受診回数 (回)	1,822	1,728	1,613	1,747	7,955

資料：健康づくり課

② 乳幼児期の健康診査

乳幼児期の子どもに、健診を行います。

(単位：人)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
乳児健康診査	1,541	1,685	1,517	1,591	1,607
4 か月健康診査	875	943	843	894	906
1歳6か月児健康診査	953	866	950	897	871
3 歳児健康診査	996	961	894	909	935

資料：健康づくり課

③ 基本健康診査

疾病の早期発見・治療のための、健診を行います。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
基本健康診査 (人)	14,246	14,690	15,329	15,177	15,222

資料：健康づくり課

④ 育成医療

身体に障害のある18歳未満の子どもの障害を除去または軽減し、日常生活を容易にするための医療です。

(単位：人)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
視覚障害	9	6	8	2	2
聴覚・平衡機能障害	3	4	0	1	1
音声・言語・そしゃく 機能障害	22	17	12	14	23
肢体不自由	11	16	16	3	4
内部障害	32	31	31	8	12
合 計	77	74	67	28	42

資料：江南保健所

⑤ 更生医療

身体に障害のある人の障害を除去または軽減して、職業能力の増進、日常生活を容易にするための医療です。

(単位：人)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
肢体不自由	12	9	9	5	24
内部障害	103	102	98	114	109
合 計	115	111	107	119	133

資料：福祉課

⑥ 障害者医療

身体・知的障害者の医療費の、助成を行います。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
平均受給者数 (人)	1,005	1,004	1,014	1,070	1,104
年間受給件数 (件)	22,224	22,482	23,444	24,117	24,972

資料：保険年金課

⑦ 精神障害者医療

精神に障害のある方の医療費の、助成を行います。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
平均受給者数 (人)	471	534	571	609	630
年間受給件数 (件)	5,886	6,569	7,120	7,844	8,545

資料：保険年金課

⑧ 精神通院者医療

自立支援医療に基づく、精神通院の受給者数です。

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
受給者数 (人)	—	—	—	825	814

資料：福祉課

(6) 各種手当

① 各種手当での状況

手当名	受給対象者	手当月額	受給者数
児童扶養手当	父親がいないか障害の状態にある家庭で、18歳以下の児童を養育している者	全部支給 41,720円 一部支給 9,850円～47,110円	740人 (634人)
特別児童扶養手当	20歳未満の療育手帳A・B判定か身体障害者手帳1～3級の者を養育している者	1級 50,750円 2級 33,800円	138人 (132人)
特別障害者手当	重度の身体障害者、重度の知的障害者で20歳以上の者	一定の障害を有する者に対する県制度加算分含む 26,440円～33,530円	68人 (70人)
障害児福祉手当	重度の身体障害者、重度の知的障害者で20歳未満の者	一定の障害を有する者に対する県制度加算分含む 14,380円～21,540円	28人 (34人)
経過的福祉手当	特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給していない20歳以上の者	一定の障害を有する者に対する県制度加算分含む 14,380円～21,540円	3人 (6人)
在宅重度障害者手当	在宅重度障害者（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当受給者を除く）	身体障害1、2級でIQ35以下、16,100円 身体障害1、2級またはIQ35以下、身体障害3級でIQ50以下、7,000円	1,111人 (980人)
心身障害者扶助料	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳保有者	2,000円～3,000円	3,980人 (3,503人)
外国人心身障害者福祉手当	外国人が国民年金に加入できなかった昭和57年以前に障害となった者で、公的年金を受給することができない心身障害者 身体障害者手帳1・2級または療育手帳A・B判定の者	10,000円	0人 (1人)
心身障害高校生奨学金、入学準備金	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を有する高校生	奨学金 10,000円	9人 (9人)
		入学準備金 17,500円 (一時金)	5人 (3人)
心身障害者技能習得奨励金	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を有する専修学校の在学学生または各種学校の在学学生	10,000円	0人 (0人)
心身障害者扶養共済制度	心身障害児・者を扶養している者が掛金を拠出し、保護者が死亡、重度の障害となった場合に、障害者に年金支給	20,000円／1口	25人 (21人)
障害基礎年金	国民年金等の加入期間中、または20歳未満に障害者になった者	1級 82,508円 2級 66,008円	706人 (661人)

資料：福祉課、子育て支援課、保険年金課 平成20年4月1日現在
()内は平成15年4月1日現在の受給者数

(7) 人的資源

① NPO・ボランティア団体

平成20年度の江南市のNPO・ボランティア団体は117団体です。		年度別団体数		うち 保健・医療・ 福祉関係
保健・医療・福祉関係	28団体	平成15年度	75団体	12団体
まちづくり関係	8団体	平成16年度	90団体	23団体
学術・文化・芸術・スポーツ 関係	9団体	平成17年度	98団体	27団体
環境保全関係	15団体	平成18年度	105団体	27団体
災害救援関係	8団体	平成19年度	111団体	27団体
地域安全活動関係	4団体	平成20年度	117団体	28団体
人権擁護・平和・国際協力関 係	5団体			
男女共同参画関係	1団体			
子どもの健全育成関係	29団体			
情報化社会・科学技術関係	4団体			
消費者保護関係	4団体			
その他	2団体			

資料：地域協働課

② 障害者の団体

(単位：人)

障害者の団体	会員数
江南市身体障害者福祉会	400
江南市手をつなぐ親の会	115
江南市肢体不自由児・者父母の会	47
尾北精神障害者家族会しらゆり会	61

資料：福祉課 平成20年4月1日現在

③ 民生・児童委員、身体障害者等の相談員

(単位：人)

区分	民生委員・児童委員	身体障害者相談員	知的障害相談員
定数	145	2	2

資料：福祉課 平成20年4月1日現在

(8) 施設等の利用状況

① 旧サービス体系に基づく入所・通所施設の状況

身体障害者の入所施設の入所者数は、平成18年の20人からやや減少して平成20年では16人となっています。通所施設の状況は、平成18年の11人からやや減少して平成20年では8人となっています。

知的障害者の入所施設の入所者数は、平成19年までほぼ横ばいでしたが平成20年では66人となっています。通所施設の状況は、平成18年の89人から減少して平成20年では71人となっています。

精神障害者の入所、通所施設の利用者数は、ほぼ横ばいとなっています。

旧サービス体系は、平成24年3月までに障害者自立支援法に基づく新サービス体系に移行していきます。

図表2-22 入所・通所している身体障害者数の状況

	施設名	所在地	定員	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
入 所 施 設	春日苑	春日井市	84	3	5	4	4	3	3	
	夢の家	春日井市	90	4	5	4	5	5	4	
	あすか	一宮市	30	0	0	4	4	4	4	
	愛知県身体障害者療護施設はなのき寮	稲沢市	100	6	5	5	5	4	4	
	愛知県身体障害者総合施設希全センター	名古屋市	50							
				・授産部門	0	0	0	0	0	0
		・更生部門	2	2	0	0	0	0		
	名古屋市総合リハビリテーションセンター	名古屋市	70	1	0	0	1	0	0	
	あしたの丘	名古屋市	64	1	1	1	1	1	1	
	ゆたか苑	豊明市	75	1	0	0	0	0	0	
小計				18	18	18	20	17	16	
通 所 施 設	くるみの里	江南市	20	0	0	6	6	6	6	
	ハートランド小牧の杜	小牧市	20	1	1	2	2	2	2	
	かすみ草	一宮市	20	1	1	1	2	2	※1	
	光和寮	名古屋市	25	0	1	1	0	0	0	
	わだちコンピューターハウス	名古屋市	35	0	0	0	1	0	※2	
	小計				2	3	10	11	10	8
合計				20	21	28	31	27	24	

資料：福祉課、各年3月31日現在

※1) 19年6月障害者自立支援法に基づくサービス体系に移行

※2) 19年4月障害者自立支援法に基づくサービス体系に移行

図表2-23 入所・通所している知的障害者数の状況

	施設名	所在地	定員	H15	H16	H17	H18	H19	H20
入所施設	ふじの木園	江南市	50	37	37	37	37	37	37
	春日台授産所	春日井市	50	5	6	5	4	4	4
	養楽荘	春日井市	150	7	8	8	8	8	※1
	養和荘	春日井市	120	5	5	5	5	5	5
	サンフレンド	小牧市	50	2	2	1	1	1	1
	ひかり学園	犬山市	90	7	7	7	7	7	7
	半田更生園	半田市	140	3	3	3	3	3	2
	シンシア豊川	豊川市	80	1	1	1	1	1	1
	藤花荘	岡崎市	130	1	1	1	1	1	1
	パスピ・98	阿久比町	80	1	1	1	1	1	1
	サンホーム豊田	豊田市	60	1	1	1	1	1	1
	レジデンス日進	日進市	40	0	0	2	2	2	2
	小原寮	豊田市	150	0	0	0	4	4	4
	三好寮	三好町	100	4	4	4	0	0	0
	小計			74	76	76	75	75	66
通所施設	ときわ作業所	江南市	55	51	50	50	50	52	52
	くるみの里	江南市	20	0	0	3	3	3	3
	たけのこ作業所	江南市	19	14	14	14	14	14	※2
	江南市心身障害者小規模授産施設	江南市	15	8	15	17	17	12	12
	ハートフル大口	大口町	27	0	1	2	4	2	2
	たんぼぼ	扶桑町	35	0	0	1	1	2	2
		小計			73	80	87	89	85
	合計			147	156	163	164	160	137

資料：福祉課、各年3月31日現在

※1) 19年4月障害者自立支援法に基づくサービス体系に移行

※2) 19年6月障害者自立支援法に基づくサービス体系に移行

図表2-24 入所・通所している精神障害者数の状況

	施設名	所在地	定員	H15	H16	H17	H18	H19	H20
入所施設	アークヒルズ	犬山市	20	4	2	2	1	2	1
		小計			4	2	2	1	2
通所施設	しらゆり作業所	江南市	19	8	8	6	6	5	5
	来果	犬山市	30	6	4	3	2	4	2
	小計			14	12	9	8	9	7
	合計			18	14	11	9	11	8

資料：福祉課、各年3月31日現在

② 新サービス体系に基づくサービスの状況

障害者自立支援法に基づく新サービスの利用状況は、日中活動の場としての生活介護は6事業所25人、生活訓練、就労移行支援及び就労継続支援（B型）はそれぞれ1事業所1人となっております。

また、居住の場としての共同生活援助・共同生活介護は2施設4人、施設入所支援は3施設10人となっております。

図表2-25 障害福祉サービスの利用状況

日中活動系（通所）サービス

施設名	所在地	定員	生活介護	生活訓練	就労移行支援	就労継続支援（B型）
たけのこ作業所	江南市	20	13			
養楽荘	春日井市	120	7	1		
銀河	小牧市	6			1	
第二きそがわ作業所	一宮市	30	1			
かすみ草	一宮市	25	2			
ひなたぼっこ	一宮市	15	1			
尾張中部福祉の杜	北名古屋市	63	1			
わだちコンピュータハウス	名古屋市	15				1
計			25	1	1	1

資料：福祉課、平成20年3月31日現在

居住系（入所）サービス

施設名	所在地	定員	共同生活援助 共同生活介護	施設入所支援
ケアホームたけのこ	江南市	4	3	
フレンドホームこすも	小牧市	4	1	
養楽荘	春日井市	140		8
国立伊東重度障害者センター	静岡県伊東市	70		1
尾張中部福祉の杜	北名古屋市	50		1
計			4	10

資料：福祉課、平成20年3月31日現在



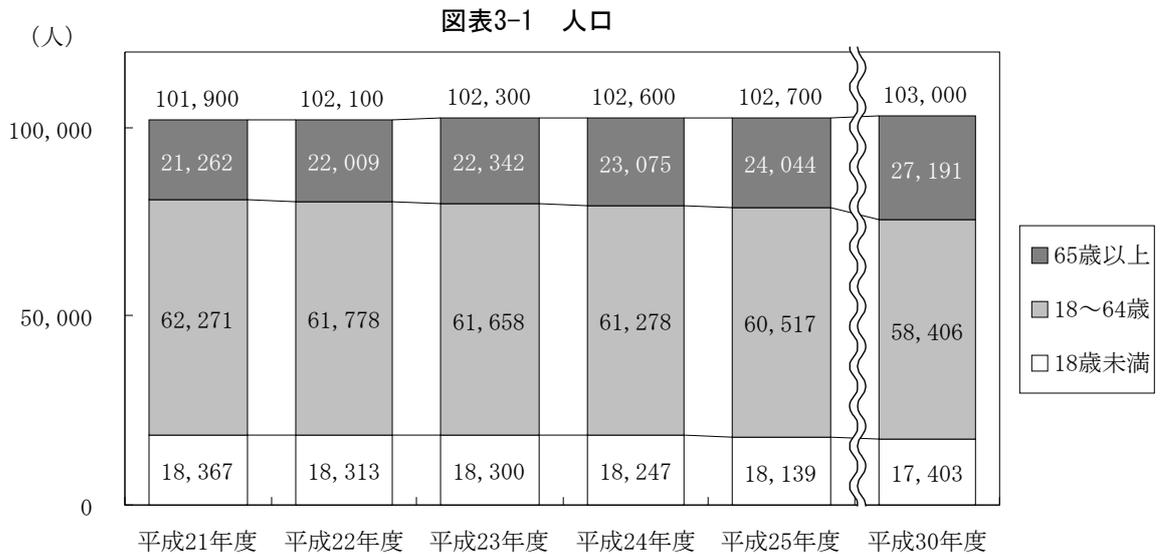
第3章

目標年度の人口及び障害者（児）の推計

第3章 目標年度の人口及び障害者（児）の推計

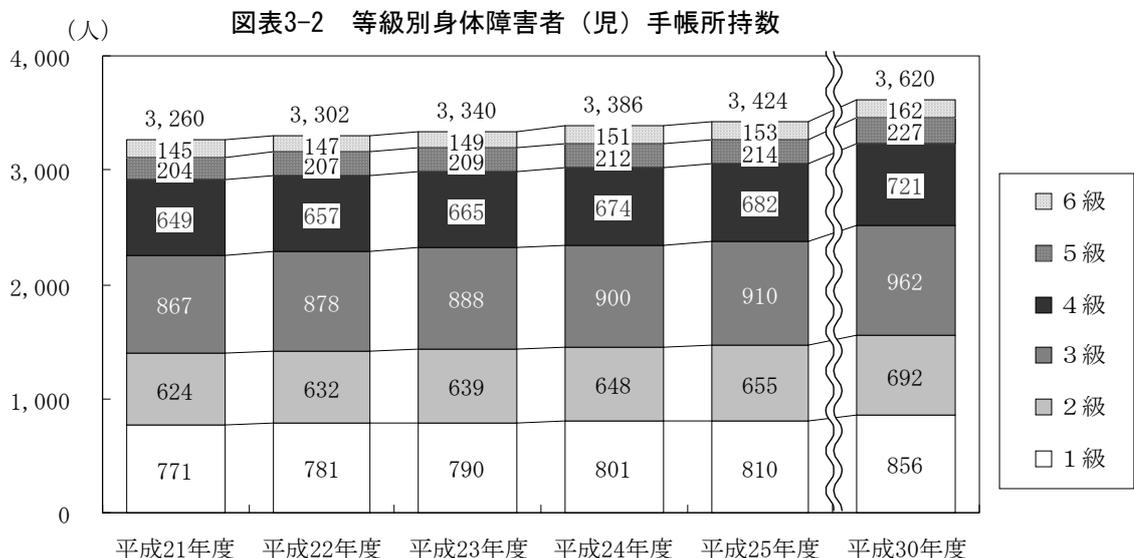
1 人口

推計人口は、江南市戦略計画（平成21年度から平成29年度）に基づき設定します。ただし、平成30年度については平成29年度の目標人口103,000人を推移することとします。



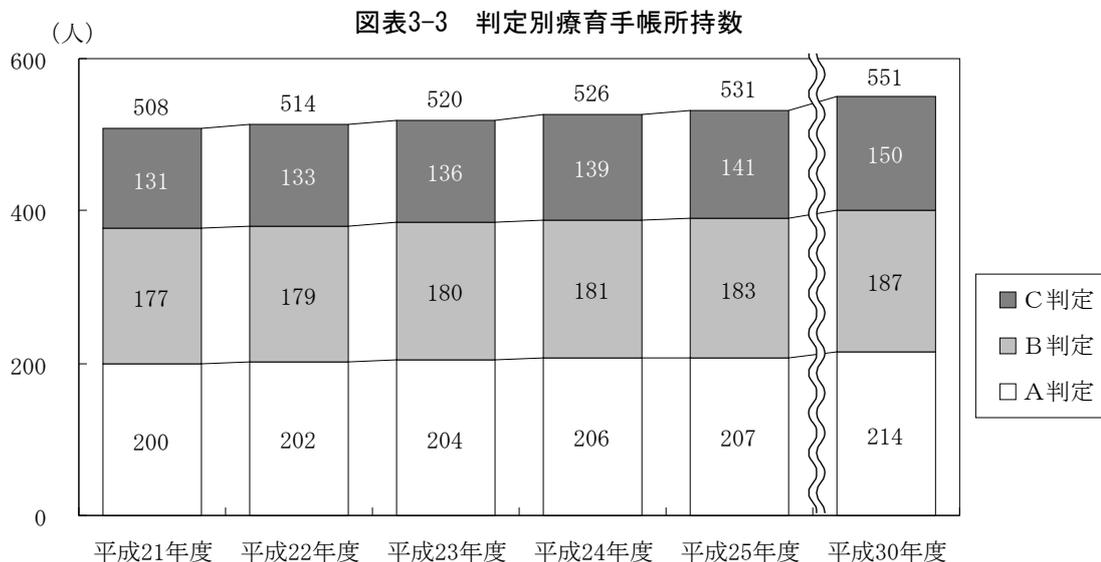
2 身体障害者（児）

平成21年度の3,260人から年々増加し平成30年度には3,620人と推計されます。



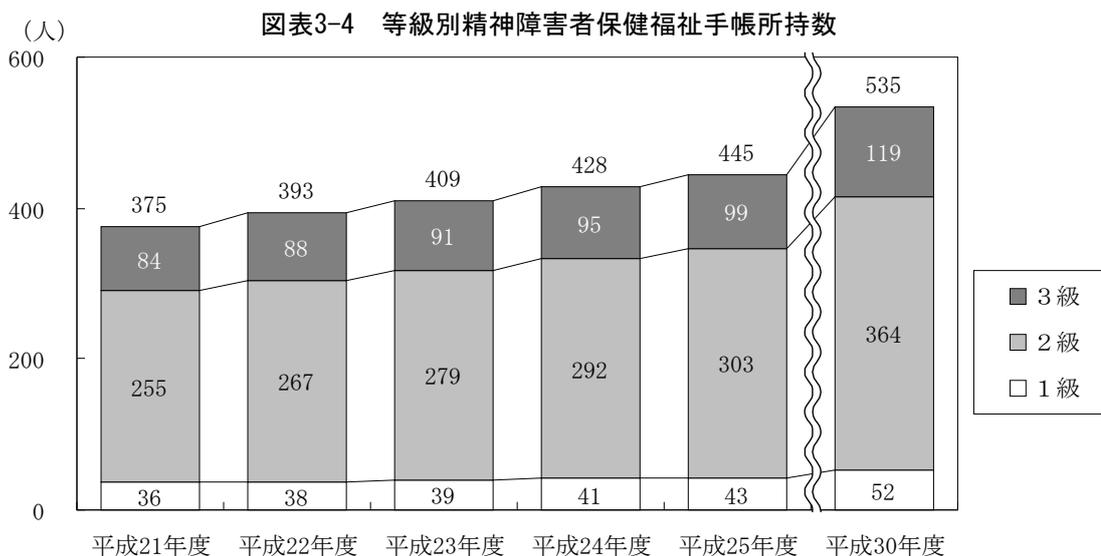
3 知的障害者（児）

平成21年度の508人から年々増加し平成30年度には551人と推計されます。



4 精神障害者（児）

平成21年度の375人から年々増加し平成30年度には535人と推計されます。



※ 障害者の推計は、江南市の将来人口推計を基に、最新の障害者の発生率（平成20度4月1日）を年齢階級別に掛け合わせ、さらに過去の障害者数の平成18年、平成19年、平成20年の各年の年齢階級別変化率の平均を伸び率として考慮し算出しています。

第 4 章

基本施策

第4章 基本施策

1 自立と社会参加の支援

(1) 心のバリアフリー

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活し、積極的に社会に参加するためには、障害への理解を深め、支え合う地域づくりと交流の機会の充実が求められます。

アンケート調査において、偏見の目で見られたり、差別をうけたと感じる割合が身体障害者で11.5%、知的障害者では48.1%、精神障害者では33.9%という結果があります。また、各障害者ともに地域での交流となるサークルなどへの活動参加をしていない人の割合が5割を超える結果があります。

これらの状況から、障害についての正しい知識や、障害のある人への理解を深めるための福祉教育及び交流事業などを実施し、福祉に関する普及活動が必要です。

また、ともに生きる社会の実現を目指し、障害のある人もない人も、誰もが地域でお互いに助け合い、協力し合えるまちづくりが必要です。

【施策の方向】

- ・普及・啓発の推進
- ・福祉教育の推進
- ・交流の機会や場の充実

【施策の展開】

① 普及、啓発の推進

- ・12月3日～9日の「障害者週間」を広報こうなんで啓発し、障害者の現状や正しい知識の普及に努めます。
- ・精神障害に関する知識や情報を持ってもらうきっかけとして健康フェスティバルで啓発に努めます。

② 福祉教育の推進

- ・ 障害のある児童・生徒と、ともに学ぶ学校生活の中で、障害についての正しい知識の向上を図るため福祉教育を推進します。
- ・ 市社会福祉協議会の協力を得て、福祉協力校で点字・手話・車いす・盲導犬・盲人ガイド等を体験する福祉実践教室を開催し福祉教育の充実を図ります。

③ 交流の機会や場の充実

- ・ 障害者施設や各種団体が主催するイベントなどへの支援及び啓発に努めます。
- ・ ボランティア団体の協力を得て、障害のある人が地域活動に参加できるよう支援します。

(2) NPO・ボランティア活動

【現状と課題】

障害のある人の地域生活を支えるためには、ボランティア活動はとても重要な活動であり、ボランティア活動への支援、育成は重要なことです。

アンケート調査において、手助けをしてほしいことは各障害者ともに「急病等の緊急時の手助け」が高く、身体障害者で「大きな荷物を運ぶ、出し入れをする」、知的障害者では「外出の手伝いをする」「話し相手」、精神障害者では「話し相手」の要望がありました。また、一般の人においては、ボランティア活動への参加意向で約3割の人が参加してみたいと思う結果があります。

福祉関係団体へのアンケート調査では、ボランティアの主催する講座への参加者がいないという意見がありました。

これらの状況から、NPOやボランティア活動への情報提供、育成、活動支援及びボランティアグループの自主的な組織づくりへの支援が必要です。

【施策の方向】

- ・ NPO・ボランティアの育成
- ・ NPO・ボランティアへの支援

【施策の展開】**① NPO・ボランティアの育成**

- ・ボランティア活動に関心のある人に対し、市社会福祉協議会に設置しているボランティアセンターと連携し、ボランティア活動の紹介、参加及び研修などの支援に努めます。
- ・出前講座「市政よもやま塾」やNPO・ボランティアガイドで江南のボランティア団体・グループの実情を伝えボランティアに関する情報提供に努めます。
- ・江南市身体障害者福祉会聴覚部に委託し、手話通訳者養成講座を開催し手話通訳者の養成に努めます。

② NPO・ボランティアへの支援

- ・地域で活動するNPOやボランティア団体の情報を掲載したNPO・ボランティアガイドを作成し情報提供に努めます。
- ・市社会福祉協議会と連携し、社協だよりで各ボランティアの募集、活動への協力などの掲載に努めます。

(3) 雇用、就労**【現状と課題】**

障害のある人が地域で自立した生活を送るためにも就労することは、社会の一員としての自覚、生活の質の向上及び社会参加を促進するうえで必要なことです。しかしながら、現状では障害のある人の就労の機会は少ない状況です。

アンケート調査においても、各障害者ともに障害や病気の状況にあった仕事がないために就労できていない結果があります。また、知的障害者、精神障害者では、障害への理解やコミュニケーションがうまくとれないことにより仕事を替えたり、辞めたりしている結果があります。

これらの状況から、就労を希望する障害のある人への支援や、事業主への理解の促進を図っていくことが必要です。

【施策の方向】

- ・ 障害者雇用の促進
- ・ 就労に対する相談体制の充実
- ・ 福祉的就労の確保

【施策の展開】

① 障害者の雇用の促進

- ・ 市職員の雇用にあたっては、障害者雇用促進法に基づき採用に努めます。
- ・ 知的障害者の就労支援である職親制度の普及啓発に努めます。
- ・ 公共職業安定所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターと連携し障害者雇用の促進・周知に努めます。

② 就労に対する相談体制の充実

- ・ 就労意欲を持つ障害のある人が、その能力や適応に応じた就労ができるよう公共職業安定所、障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センターと連携し就労に関する相談支援に努めます。

③ 福祉的就労の確保

- ・ 障害者自立支援法に基づき、就労に向けた就労移行支援や就労継続支援のサービスを実施する事業所の参入を働きかけ施設整備の支援に努めます。
- ・ 市内の障害福祉サービス事業所で利用者がかかわり製品化した授産製品の販売場所を市役所に設置し就労を支援するとともに障害者への理解を図ります。

(4) スポーツ、レクリエーション、文化活動

【現状と課題】

障害のある人が生きがいを持って生活するためには、スポーツや文化活動を楽しみ、多くの人々とふれあう機会を提供していく必要があります。また、障害のある人の自主的な芸術・文化、スポーツ活動が継続的に行われることは重要なことです。

こうしたイベント、大会等に障害のある人が積極的に参加できるよう情報の提供や参加の呼びかけが必要となります。

【施策の方向】

- ・ スポーツ・レクリエーション及び文化活動の充実

【施策の展開】

スポーツ・レクリエーション及び文化活動の充実

- ・ スポーツ、文化活動等に関する情報を広報こうなんや社協だよりに掲載し情報提供に努めます。
- ・ 障害者スポーツ大会や障害者作品展への参加支援に努めます。
- ・ 障害者自身で外出できるよう外出を支えるボランティアの育成支援に努めます。
- ・ 文化活動への参加を図るため、講座、講演会等の開催時は、手話通訳者や要約筆記者の配置に努めます。
- ・ 地域のイベント等に参加できるようボランティア団体と連携を図ります。

(5) 情報コミュニケーション

【現状と課題】

近年のIT（情報通信技術）の発達は、情報収集や発信を容易にするだけでなく、職域の拡大、多様な社会参加の促進が期待されます。

しかしながら、障害のある人にとっては、情報の入手が容易でないため様々な情報通信手段を利用する機会や機器が必要となります。

このことから、地域で自立した生活を送れるようにするためには、コミュニケーション手段の確保とともに様々な情報が入手できるよう支援する必要があります。

【施策の方向】

- ▬ ----- ▬
- ▬ ・コミュニケーション手段の確保 ▬
- ▬ ・行政情報のバリアフリー化 ▬
- ▬ ・情報通信機器の推進 ▬
- ▬ ----- ▬

【施策の展開】

① コミュニケーション手段の確保

- ・ 障害のある人のニーズに合った適切な補装具や日常生活用具に関する情報を提供し、その普及に努めます。
- ・ 手話通訳者や要約筆記者の派遣について周知を図るとともに、市福祉課に手話通訳者を設置します。

② 行政情報のバリアフリー化

- ・ 行政情報は、障害のある人に配慮したホームページの作成や声の広報による情報のバリアフリー化を推進します。

③ 情報通信機器の推進

- ・ 視覚障害者が容易に使用できる、活字文書読上装置と拡大読書器を市福祉課に設置し、情報提供に努めます。

2 地域生活支援の基盤づくり

(1) 相談支援

【現状と課題】

障害のある人が安心して生活していくためには、障害のある人やその家族だけで悩み込まないよう気軽に相談できる体制づくりが重要です。また、安心した日常生活を送れるよう、一人ひとりの人権を尊重し、問題解決に向けた支援が重要なことです。

このことから、身近な相談場所の確保と権利擁護や後見人の利用促進が必要となります。

【施策の方向】

- ・ 相談支援体制の確保
- ・ 権利擁護の推進
- ・ 成年後見人制度の推進
- ・ 地域自立支援協議会の活用

【施策の展開】

① 相談支援体制の確保

- ・ 身近な相談窓口として、江南市社会福祉協議会地域福祉サービスセンター及び精神障害者地域活動支援センター「希楽里」の利用促進のため周知・啓発に努めます。
- ・ 県福祉相談センター、保健所などの相談機関と連携を強化し、相談支援の充実に努めます。
- ・ 身体障害者及び知的障害者を対象にして、月1回市役所の相談室において開設している相談窓口を、精神障害者の相談に対しても受けることができるよう努めます。

② 権利擁護の推進

- ・ 障害のある人に対する虐待などを防止するため、民生委員や市社会福祉協議会などと連携し権利擁護に努めます。

③ 成年後見人制度の推進

- ・判断能力が不十分な障害のある人に対して、市社会福祉協議会と連携し福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援及び成年後見人制度の活用に努めます。

④ 地域自立支援協議会の活用

- ・サービス事業所、職業安定所、特別支援学校などの関係者で構成する江南市自立支援協議会を、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう諸問題の解決や地域の関係者によるネットワークの構築に向けた協議の場として活用します。

(2) 障害福祉サービス

【現状と課題】

障害のある人が地域で自立した生活を営んでいくためには、様々なニーズに対応できる福祉サービスが必要です。

平成18年4月に始まった障害者自立支援法による障害福祉サービスは今まで障害別や施設別に複雑に分かれていた福祉サービスを機能や目的別に再編成しなおしたものです。また、障害のある人の地域生活や就労の支援に対応するため、自立訓練や就労移行支援などの新しいサービスが取り入れられました。従来の入所及び通所施設は、平成24年3月までに障害種別のない施設体系に移行します。

今後も、住まいの場（居宅や施設）における介護給付や日中活動の場における機能訓練、就労移行支援などの訓練等給付の需要は高まると考えられます。これらの給付が、必要なときに必要な量が提供できるよう「障害福祉計画」で定めた数値目標を確保する必要があります。

【施策の方向】

- ・ 介護給付・訓練等給付の確保
- ・ 障害福祉サービスの周知

【施策の展開】

① 介護給付・訓練等給付の確保

- ・「第2期江南市障害福祉計画」の中で定めた訪問系サービス及び日中活動系サービスの数値目標の確保に努めます。
- ・障害のある人が地域で生活する基盤づくりのひとつである、居住系サービスの整備が促進されるよう支援に努めます。

② 障害福祉サービスの周知

- ・障害のある人が適切なサービスを利用するために、広報こうなんや福祉ガイドブックにより、障害者サービスの周知・啓発に努めます。

(3) 地域生活支援事業

【現状と課題】

障害のある人の社会参加の促進を図るために、移動支援事業、コミュニケーション支援事業をはじめとし、自動車運転免許取得費の助成及び身体障害者自動車改造費の助成などの支援を行っています。また、日常生活を支えるために各種福祉用具の給付さらに日中における活動の場や家族の就労支援及び休息を目的とした日中一時支援事業や創作活動、社会適応訓練を目的とした地域活動支援センターを設置しています。

今後も、障害のある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した生活または社会生活を営むことができるよう利用状況に応じた支援を行う必要があります。

【施策の方向】

- ・ 地域生活支援事業の充実

【施策の展開】

地域生活支援事業の充実

- ・「第2期江南市障害福祉計画」の中で定めたサービス提供ができるよう数値目標の確保に努めます。

3 療育、教育と保健・医療の充実

(1) 療育

【現状と課題】

子どもの障害の重度化を防ぐためには、早期発見から円滑に療育につなげていくことが重要であります。発達障害のある子どもへの支援も行う必要があります。

アンケート調査において、知的障害者は幼少期に発症する傾向があり、幼少期からの早期発見で円滑に療育へとつなげる必要があります。しかし、療育への要望として「障害の程度・内容にあった療育の機会を充実してほしい」が5割を超える結果があります。

これらの状況から、乳幼児期からの健診や障害のある子どもの心身の発達を促す支援は重要な課題となります。

【施策の方向】

- ・ 早期療育の充実
- ・ 発達障害児への支援

【施策の展開】

① 早期療育の充実

- ・ 障害の早期発見は、適切な医療や療育につながることから、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で把握された発達遅れのある乳幼児や障害児に対し一宮児童相談センター、医療機関等と連携を図り早期支援に努めます。
- ・ 障害のある子どもの発達上の支援を、わかくさ園や障害児保育を実施している保育園で実施し幼児期からの療育指導に努めます。
- ・ 児童デイサービスを実施する事業所の参入を働きかけ支援に努めます。

② 発達障害児への支援

- ・ 発達障害の相談窓口となる発達障害者支援センターと連携し、日常生活についての相談支援に努めます。
- ・ 発達障害への理解と正しい知識の普及啓発に努めます。

(2) 教育

【現状と課題】

障害のある児童、生徒の自立や社会参加に向けた自主的な取り組みを支援することから一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を克服するための適切な指導及び支援を行うことが重要であります。

アンケート調査において、就学については知的障害児で「子どもの特性に応じた個別支援教育を充実してほしい」が5割近い結果があります。

これらの状況から、障害のある子ども一人ひとりに合わせた適切な教育を行うことが必要であります。

【施策の方向】

- ・ 障害児教育の充実

【施策の展開】

障害児教育の充実

- ・ 特別支援学級では、障害の種類や程度に合わせた、きめ細やかな指導計画を立て社会的自立の基礎的能力が高められるよう育成に努めます。
- ・ 江南市特別支援教育研究会において、特別支援学級を担当する教職員は、小・中学校間の連携を図り障害児教育の理解を深める活動を推進します。
- ・ 言語表現に障害のある児童を対象とした「ことばの教室」を推進します。
- ・ 思いやりの心と社会性豊かな人間性を育む活動である特別支援学級交流推進事業の推進に努めます。

(3) 保健・医療

【現状と課題】

身体障害、知的障害、精神障害のある人の数は年々増加しており、生まれながらの障害、途中で障害を負うなど障害の原因は多様化、複雑化しております。

アンケート調査からも、障害の発生状況は、身体障害者では壮年期に病気が原因による割合が高く、知的障害者では幼少期に発生する傾向がみられます。また、精神障害者では青年期から中年期での発症が高い傾向がみられます。

これらの状況から、障害の原因となる疾病の早期発見、日常からの生活習慣病をはじめとした疾病予防及びこころの相談支援を行う必要があります。

また、障害によっては長期的な治療や障害に応じた医療が必要となり適切な医療受診への支援が必要であります。

【施策の方向】

- ・ 障害の原因となる疾病等の予防・発見
- ・ 適切な保健・医療の充実
- ・ 精神保健の充実

【施策の展開】

① 障害の原因となる疾病等の予防・発見

- ・ 妊娠期、乳幼児期から高齢期に至るまでの各種健診、訪問指導、各種相談・教室など一生涯にわたる健康保持のための保健業務の実施に努めます。
- ・ 健康を維持推進するため「健康日本21こうなん計画」に基づく、健康づくりを推進します。

② 適切な保健・医療の充実

- ・ 障害者の医療費を助成することにより負担を軽減し、障害に応じて必要な医療の給付が受けられるよう支援に努めます。

- ・かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及とともに、身近な病院での地域医療、リハビリテーションができるよう医療機関との連携に努めます。

③ 精神保健の充実

- ・こころの相談に応じる精神保健福祉士や保健師等を確保し、相談支援の充実に努めます。
- ・精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、江南保健所、管内の自治体などと連携し支援に努めます。

4 安全・安心なまちづくり

(1) 福祉のまちづくり

【現状と課題】

障害のある人が住み慣れた地域で生活するとき、道路や建物などの段差は外出の障壁となり、活動の妨げとなる場合があります。また、公共交通機関を利用した移動手段の確保は暮らしやすいまちづくりには重要なことです。

アンケート調査において、外出で困ることについては各障害者ともに「電車、バス等の便が悪い」、身体障害者で「駅を利用する際に、段差や階段が多い」という結果があります。また、自宅の中で改造したいところでは段差、トイレ、風呂を検討しているという結果があります。

これらの状況から、ユニバーサルデザインの考え方を基にして、人にやさしいまちづくり及び障害のある人の視点に立ったバリアフリー化が必要です。

【施策の方向】

- ・施設等のバリアフリー化の推進
- ・移動手段のバリアフリー化の推進
- ・住宅のバリアフリー化の推進

【施策の展開】

① 施設等のバリアフリー化の推進

- ・「江南市の人にやさしい街づくり基本計画」に基づいて、公共施設では障害者用駐車スペースの確保、入り口のスロープの整備推進に努めるとともに、障害者や乳児を抱えた人にも利用しやすいトイレの整備に努めます。
- ・施設利用者の誰もがスムーズな移動ができるよう、バリアの除去に努めます。

- ・江南駅は、エレベーターの設置やホームのかさ上げなどバリアフリー化の整備を終え、利用しやすい駅舎になりましたが、布袋駅については、布袋駅付近鉄道高架事業を進めるなかで、バリアフリー化の整備に努めます。

② 移動手段のバリアフリー化の推進

- ・江南厚生病院への公共交通機関である路線バスの利用促進に努めるとともに、市域の全ての路線バスについては、車体や停留所などのユニバーサルデザインを導入するよう、引き続き関係機関に要望していきます。
- ・タクシーを利用した、施設間の移動手段である「いこまいCAR（定期便）」や交通空白地域の解消を目的とした「いこまいCAR（予約便）」の利用促進に努めます。

③ 住宅のバリアフリー化の推進

- ・障害者世帯を対象とした公営住宅の情報提供に努めます。
- ・重度身体障害者の日常生活を容易にするため、住宅改善に要する経費の一部を助成する江南市重度身体障害者住宅改善事業の普及啓発に努めます。

(2) 防災、防犯

【現状と課題】

いつ起こるかわからない大規模災害に備え、日常から障害のある人の安全確保及び避難時や避難後の支援は重要なことです。また、災害時の安全対策だけでなく、安心して生活できるよう、防犯対策も重要なことです。

アンケート調査において、災害時の避難については、身体障害者で家族や近所の協力が必要と思われる結果が高く、知的障害者では一人で逃げられない、逃げることがわからないという結果があります。また、災害時に不安に感じることについては、じん臓に障害のある人で「避難所で、投薬や治療を受けることが難しい」、ぼうこう・直腸・小腸に障害のある人で「避難所に障害者用トイレがない」などの結果があります。

これらの状況から、防災に関する情報を的確に伝えること、災害時要援護者の把握、避難所での生活支援及び犯罪に巻き込まれないまちづくりが必要です。

【施策の方向】

- ・ 防災対策の推進
- ・ 避難施設の充実
- ・ 防犯活動の推進

【施策の展開】

① 防災対策の推進

- ・ 消防署、自主防災会などの関係機関と連携を図り、災害時要援護者の防災訓練への参加を呼びかけるなど防災知識の普及啓発に努めます。
- ・ 災害発生時の的確な安否確認、避難誘導に向け、災害時要援護者の登録制度の普及啓発に努めます。

② 避難施設の充実

- ・ 障害者用トイレなど、一人ひとりの障害に合わせた避難生活ができるよう避難所の整備に努めます。
- ・ 障害のある人の避難所として、福祉サービスを提供している事業所を利用できるよう支援体制の整備を検討します。

③ 防犯活動の推進

- ・ 障害のある人を犯罪や事故などから守るために地域防犯パトロールの実施をはじめ、防犯意識の普及啓発に努めます。

第5章

サービス見込量とサービス確保のための取り組み

第5章 サービス見込量とサービス確保のための取り組み

1 地域生活等への移行に関する数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行（身体障害者、知的障害者）

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、今後、生活介護及び自立訓練などの日中活動系サービスを利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅に移行する者の数を見込み、その上で、平成23年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

数値目標については、平成17年10月1日現在の入所施設から地域生活への移行者数を15人分（入所者数の16%）を見込む中で、新たな施設入所者数も7人分想定され、実質的には施設入所者数を8人分（入所者数の9%）減少させることを目指します。

項目	第1期計画	第2期計画			備考
		身体障害者施設	知的障害者施設	合計	
入所者数（A）	94人	19人	75人	94人	平成17年10月1日現在（国が示す基準日）
入所者数	—	17人	75人	92人	平成20年4月1日現在
平成23年度末の施設入所者数（B）	86人	17人	69人	86人	平成23年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】 削減見込（A－B）	8人 （9%）	2人 （11%）	6人 （8%）	8人 （9%）	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	15人 （16%）	3人 （16%）	12人 （16%）	15人 （16%）	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

〈見込量の考え方〉

- ・ 入所施設から地域生活への移行者数については、県の示す割合を基に、平成23年度までに平成17年10月1日時点における施設入所者数の16%とします。
- ・ 施設入所者数の削減数については、県の示す割合を基に、平成23年度までに平成17年10月1日時点における施設入所者の9%とします。

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

平成24年度までに「受入れ条件が整えば退院可能精神障害者[※]」である22人が退院することを目指し、平成23年度末の数値目標を設定します。

数値目標については、グループホーム及びケアホーム、日中活動系サービス、ホームヘルプサービスなど、退院後の生活を支える受入条件等の整備を推進し、18人の退院を目指します。

項目	第1期計画	第2期計画	備考
退院可能精神障害のある人の人数	22人	22人	
【実績値】減少数	4人	—	上記のうち、平成19年度末までの減少数
【目標値】減少数	18人	18人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

※平成18年6月30日時点における愛知県の調査による退院可能精神障害者数

〈見込量の考え方〉

- 退院可能精神障害者の地域移行数については、平成24年度においては、22人を設定しており、平成23年度においては6年分に対する5年分として見込みました。

$$\text{目標値} = 22 \text{ (人)} \times 5 \text{ 年分} / 6 \text{ 年分 (人)}$$

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成23年度において、福祉施設利用者のうち就労移行支援などを通じて、一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

数値目標については、就労移行支援などの障害福祉サービスの利用を進める中で、福祉施設から4人の一般就労への移行を目指します。

項目	第1期計画	第2期計画	備考
年間一般就労移行者数	1人	1人	平成15年度から平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数の平均値
【実績値】平成19年度の年間一般就労移行者数	3人	—	平成19年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成23年度の年間一般就労移行者数	4人	4人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

〈見込量の考え方〉

- ・平成15年度から平成17年度の福祉施設から一般就労への移行者数の実績から年間の移行者数は平均1人とし、平成23年度には、国が示した基準を基に、4倍の4人を見込みました。

2 自立支援給付によるサービスの数値目標

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

① 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排泄、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

③ 行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときには生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

④ 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

訪問系サービスの数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成21年度においては2,200時間分、平成22年度においては2,296時間分、平成23年度においては2,392時間分としました。

訪問系サービスの見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
訪問系サービス	計画値	人	80.9	83.9	85.1	79	83	87
		時間分	2,451.3	2,542.2	2,578.5	2,200	2,296	2,392
	実績	人	69.0	73.9	72.3			
		時間分	1,961.8	2,016.3	1,798.4			

※平成20年度については、4月～7月の利用状況

区 分			実績	第2期計画		
			19年度	21年度	22年度	23年度
居宅介護	計画値	人	71.0	75	79	83
		時間分	1,638.6	1,800	1,896	1,992
重度訪問介護	計画値	人	2.9	3	3	3
		時間分	377.7	390	390	390
行動援護	計画値	人	0	1	1	1
		時間分	0	10	10	10
合計	計画値	人	73.9	79	83	87
		時間分	2,016.3	2,200	2,296	2,392

〈見込量の考え方〉

平成19年度の平均利用者数に、居宅介護は年5%の伸び、行動援護は1人を加えた数に、1月間の1人当たりの利用量を乗じて、見込量を定めました。

① 利用者数（人／月）

平成19年度の平均利用者数を基礎とし、利用者数を見込みます。

(算出例)

平成21年度	居宅介護	$71人 \times 105\% \div 75人$
	重度訪問介護	3人
	行動援護	1人
	計	79人

② 1月間の1人当たりの利用量（時間／月）

平成19年度の平均利用時間を基礎とし、居宅介護は24時間、重度訪問介護130時間、行動援護は10時間と設定します。

③ サービス見込量（単位：時間分）

サービスの種類ごとの利用者数に、1月間の1人当たりの利用量を乗じて算出します。

(算出例)

平成21年度	居宅介護	$75人 \times 24時間 = 1,800時間分$
	重度訪問介護	$3人 \times 130時間 = 390時間分$
	行動援護	$1人 \times 10時間 = 10時間分$
	計	$= 2,200時間分$

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

① 生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排泄、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

④ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑤ 療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話を行います。

⑥ 児童デイサービス

障害のある児童が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

⑦ 短期入所（ショートステイ）

介護者が病気等の理由により、日常生活の介護を行うことができなくなった場合に、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護等を行います。

日中活動系サービスの数値目標

① 生活介護の数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成21年度においては1,012人日分、平成22年度においては2,904人日分、平成23年度においては3,674人日分としました。

生活介護の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
生活介護	計画値	人	34.0	83.1	109.6	46	132	167
		人日分	748.0	1,828.2	2,411.2	1,012	2,904	3,674
	実績	人	1.0	22.3	29.0			
		人日分	4.5	413.9	541.0			

※平成20年度については、7月の利用状況

② 自立訓練（機能訓練）の数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成21年度においては22人日分、平成22年度においては44人日分、平成23年度においては44人日分としました。

自立訓練（機能訓練）の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
自立訓練 （機能訓練）	計画値	人	0.5	1.1	1.4	1	2	2
		人日分	11.0	24.2	30.8	22	44	44
	実績	人	0.8	1.4	1.0			
		人日分	12.5	26.3	8.0			

※平成20年度については、7月の利用状況

③ 自立訓練（生活訓練）の数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成21年度においては22人日分、平成22年度においては22人日分、平成23年度においては22人日分としました。

自立訓練（生活訓練）の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
自立訓練 （生活訓 練）	計画値	人	3.2	7.5	10.2	1	1	1
		人日分	70.4	165.0	224.4	22	22	22
	実績	人	0	1	0			
		人日分	0	20.1	0			

※平成20年度については、7月の利用状況

④ 就労移行支援の数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成21年度においては66人日分、平成22年度においては242人日分、平成23年度においては286人日分としました。

就労移行支援の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
就労移行 支援	計画値	人	2.4	5.7	7.6	3	11	13
		人日分	52.8	125.4	167.2	66	242	286
	実績	人	0	1	3.0			
		人日分	0	20.8	65.0			

※平成20年度については、7月の利用状況

⑤ 就労継続支援（A型）の数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成23年度においては22人日分としました。

就労継続支援（A型）の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労継続 支援（A 型）	計画値	人	0.2	0.4	1.8	0	0	1
		人日分	4.4	8.8	39.6	0	0	22
	実績	人	0	0	0			
		人日分	0	0	0			

※平成20年度については、7月の利用状況

⑥ 就労継続支援（B型）の数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成21年度においては198人日分、平成22年度においては616人日分、平成23年度においては704人日分としました。

就労継続支援（B型）の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
就労継続 支援（B 型）	計画値	人	11.3	27.5	39.4	9	28	32
		人日分	248.6	605.0	866.8	198	616	704
	実績	人	0	1.0	5.0			
		人日分	0	22.5	98.0			

※平成20年度については、7月の利用状況

⑦ 療養介護の数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成23年度においては6人分としました。

療養介護の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
療養介護	計画値	人分	0	0	0	0	0	6
	実績		0	0	0			

※平成20年度については、7月の利用状況

⑧ 児童デイサービスの数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成21年度においては480人日分、平成22年度においては480人日分、平成23年度においては704人日分としました。

児童デイサービスの見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
児童デイサービス	計画値	人	58.5	72.0	85.5	60	60	88
		人日分	549.9	676.8	803.7	480	480	704
	実績	人	55.3	55.1	54.5			
		人日分	455.8	452.8	417.3			

※平成20年度については、4月～7月の利用状況

⑨ 短期入所（ショートステイ）の数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成21年度においては150人日分、平成22年度においては180人日分、平成23年度においては210人日分としました。

短期入所の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
短期入所	計画値	人	21.0	24.0	26.6	25	30	35
		人日分	109.2	124.8	138.3	150	180	210
	実績	人	13.7	18.7	20.8			
		人日分	95.3	91.3	103.3			

※平成20年度については、4月～7月の利用状況

〈見込量の考え方〉

[1] 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

平成20年7月の利用者数に、愛知県が実施した入所・通所施設の事業所移行調査から見込んだ数を加え、1月間の1人当たりの利用量を乗じて、見込量を定めました。

① 利用者数（人／月）

平成20年7月の利用者数に、愛知県が実施した入所・通所施設の事業所移行調査から見込んだ数を加え、各年度の利用者数を見込みます。

② 1月間の1人当たりの利用量（日／月）

1人当たり22日／月を設定します。

③ サービス見込量（単位：人日分）

利用者数に、1月間の1人当たりの利用量を乗じて算出します。

サービス見込量＝①利用者数（人／月）

×②1月間の1人当たりの利用量（日／月）

[2] 児童デイサービス

平成20年度の平均利用者数に、事業所の整備などから見込んだ数を加え、1月間の1人当たりの利用量に乗じて、見込量を定めました。

① 利用者数（人／月）

平成20年度の平均利用者数に、事業所の整備などから見込んだ数を加え、各年度の利用者数を見込みます。

② 1月間の1人当たりの利用量（日／月）

平成18年度から平成20年度までの平均利用日数である8日／月を設定します。

③ サービス見込量（単位：人日分）

利用者数に、1月間の1人当たりの利用量に乗じて算出します。

$$\begin{aligned} \text{サービス見込量} &= \text{①利用者数（人／月）} \\ &\quad \times \text{②1月間の1人当たりの利用量（日／月）} \end{aligned}$$

[3] 短期入所（ショートステイ）

平成20年度の平均利用者数に、平成18年度から平成20年度までの平均利用増加数及び地域生活への移行などから見込んだ数を加え、1月間の1人当たりの利用量に乗じて、見込量を定めました。

① 利用者数（人／月）

平成20年度の平均利用者数に、平成18年度から平成20年度までの平均利用増加数及び地域生活への移行などから見込んだ数を加え、各年度の利用者数を見込みます。

② 1月間の1人当たりの利用量（日／月）

平成18年度から平成20年度までの平均利用日数である6日／月を設定します。

③ サービス見込量（単位：人日分）

利用者数に、1月間の1人当たりの利用量を乗じて算出します。

サービス見込量＝①利用者数（人／月）

×②1月間の1人当たりの利用量（日／月）

[4] 療養介護

対象と思われる重症心身障害児施設の20歳以上の入所者より見込量を定めました。

.(3) 居住系サービス

居宅系サービスには、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援のサービスがあります。

① 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排泄、食事の介護等を行います。

② 施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。

居住系サービスの数値目標

① 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成21年度においては4人分、平成22年度においては17人分、平成23年度においては25人分としました。

共同生活援助・共同生活介護の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
共同生活 援助 共同生活 介護	計画値	人分	9.7	11.5	15.6	4	17	25
	実績		4.0	4.0	4.0			

※平成20年度については、7月の利用状況

② 施設入所支援の数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成21年度においては28人分、平成22年度においては70人分、平成23年度においては86人分としました。

施設入所支援の見込量（1月当たり）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
施設入所 支援	計画値	人分	24.8	62.4	78.9	28	70	86
	実績		0.8	10.5	11.0			

※平成20年度については、7月の利用状況

〈見込量の考え方〉

[1] 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

平成20年7月の利用者数に、事業所の整備などから見込んだ数を加え、見込量を定めました。

[2] 施設入所支援

平成20年7月の利用者数に、愛知県が実施した入所・通所施設の事業所移行調査から見込んだ数を加え、見込量を定めました。

(4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害のある人等に、計画的なプログラムに基づく支援や必要な相談を提供します。

相談支援（サービス利用計画作成事業）の数値目標

サービスの見込量については、1月当たり平成21年度においては3人分、平成22年度においては3人分、平成23年度においては3人分としました。

相談支援（サービス計画作成事業）の見込量（1月当たり）

区 分		第1期計画			第2期計画		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談支援	計画値	9.5	12.9	15.2	3	3	3
	実績	0	0	0			

※平成20年度については、7月の利用状況

〈見込量の考え方〉

地域生活への移行などによる新たな利用を見込み見込量を定めました。

3 地域生活支援事業の数値目標

(1) 相談支援事業

障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障害のある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。

相談支援事業の数値目標

サービスの見込量について、障害者相談支援事業については、平成21年度から平成23年度の各年度2箇所、地域自立支援協議会については、1箇所設置としました。市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度利用支援事業については、平成21年度から平成23年度の各年度実施としました。

相談支援事業の見込量

区 分			第1期計画			第2期計画			
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
①相談支援事業	障害者相談支援事業	計画値	箇所数	2	2	2	2	2	2
	地域自立支援協議会		設置の有無	無	有		有		
②市町村相談支援機能強化事業		計画値	実施の有無	無			有		
③住宅入居等支援事業			実施の有無	無			有		
④成年後見制度利用支援事業			実施の有無	有			有		

※第1期計画の実績は、計画値のとおり実施しました。

〈見込量の考え方〉

障害者相談支援事業は、江南市社会福祉協議会地域福祉サービスセンター及び精神障害者地域活動支援センター「希楽里」(犬山市)の2箇所を継続して設置し、地域自立支援協議会の設置及び成年後見制度利用支援事業は継続して実施としました。また、市町村相談支援機能強化事業及び住宅入居等支援事業については、平成21年度から実施します。

(2) コミュニケーション支援事業

手話通訳者等の派遣等を行い、聴覚、言語機能、音声機能等に障害のある人とその他の人の意思疎通の円滑化を図ります。

コミュニケーション支援事業の数値目標

サービスの見込量について、手話通訳者派遣については、平成21年度から平成23年度までは10人、要約筆記者派遣については、平成21年度から平成23年度までは2人、手話通訳者設置については、平成21年度から平成23年度の各年度1箇所としました。

コミュニケーション支援事業の見込量（年間）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
手話通訳者派遣	計画値	実利用者数	—	—	—	10	10	10
	実績		11	7	10			
要約筆記者派遣	計画値	実利用者数	—	—	—	2	2	2
	実績		1	1	1			
手話通訳者設置	計画値	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実績		1	1	1			

※平成20年度については、4月～9月の利用状況からの推計値

〈見込量の考え方〉

手話通訳者派遣については、平成20年度の推計値を基に、平成23年度まで横ばいと推計しました。

要約筆記者派遣については、平成20年度の推計値を基に、制度の周知を図ることにより、利用者1人の増加を見込み推計しました。

手話通訳者設置については、市役所福祉課に設置します。

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図ります。

日常生活用具給付等事業の数値目標

サービスの見込量については、平成21年度においては774件、平成22年度においては837件、平成23年度においては900件としました。

日常生活用具給付等事業の見込量（年間）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
①介護・訓練 支援用具	計画値	件数	8	8	8	6	6	6
	実績		11	4	2			
②自立生活支 援用具	計画値	件数	15	15	15	25	25	25
	実績		14	25	24			
③在宅療養等 支援用具	計画値	件数	20	20	20	17	17	17
	実績		23	11	16			
④情報・意思 疎通支援用 具	計画値	件数	46	52	58	15	15	15
	実績		16	18	10			
⑤排泄管理支 援用具	計画値	件数	554	579	604	709	772	835
	実績		520	657	646			
⑥居宅生活動 作補助用具	計画値	件数	2	2	2	2	2	2
	実績		7	10	2			
合 計	計画値	件数	645	676	707	774	837	900
	実績		591	725	700			

※平成20年度については、4月～9月の利用状況からの推計値

〈見込量の考え方〉**① 介護・訓練支援用具**

平成18年度から平成20年度の3年間の平均値6件を基に、平成23年度まで横ばいと推計しました。

※平成20年度（4～9月）の実績件数1件⇒年間2件としました。

② 自立生活支援用具

平成19年度と平成20年度の2年間の平均値25件を基に、平成23年度まで横ばいと推計しました。

※平成20年度（4～9月）の実績件数12件⇒年間24件としました。

③ 在宅療養等支援用具

平成18年度から平成20年度の3年間の平均値17件を基に、平成23年度まで横ばいと推計しました。

※平成20年度（4～9月）の実績件数8件⇒年間16件としました。

④ 情報・意思疎通支援用具

平成18年度から平成20年度の3年間の平均値15件を基に、平成23年度まで横ばいと推計しました。

※平成20年度（4～9月）の実績件数5件⇒年間10件としました。

⑤ 排泄管理支援用具

平成20年度を基に、平成18年度から平成20年度の2年間の増加件数63件（126件／2年）を加えて推計しました。

※平成20年度（4～9月）の実績件数323件⇒年間646件としました。

⑥ 居宅生活動作補助用具

平成20年度の（4～9月）の利用はありませんでしたが、計画値の2件にて各年度を推計しました。

(4) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。

移動支援事業の数値目標

サービスの見込量については、平成21年度においては3,150時間、平成22年度においては3,413時間、平成23年度においては3,675時間としました。

移動支援事業の見込量（年間）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
移動支援事業	計画値	実利用者数	50	53	56	60	65	70
		利用時間	2,410.0	2,268.4	2,396.8	3,150	3,413	3,675
	実績	実利用者数	46	58	55			
		利用時間	2,286.5	2,745.0	2,887.5			

※平成20年度については、4月～9月の利用状況からの推計値

〈見込量の考え方〉

実利用者数については、平成20年度の推計値を基に、平成18年度から平成20年度までの平均利用増加数5人を加えて推計しました。

利用延時間については、平成20年度の1人当たりの利用時間52.5時間を基に推計しました。

(5) 地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障害のある人の地域生活支援の促進を図ります。

地域活動支援センター事業の数値目標

サービスの見込量について、箇所数については、平成21年度から平成23年度まで身体障害者地域活動支援センター1箇所、精神障害者地域活動支援センター1箇所としました。実利用者数については、身体障害者地域活動支援センターは、平成21年度から平成23年度まで30人、精神障害者地域活動支援センターは、平成21年度から平成23年度まで37人としました。

地域活動支援センター事業の見込量（年間）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
身体 障害者	計画値	箇所数	1	1	1	1	1	1
		実利用者数	—	—	—	30	30	30
	実績	箇所数	1	1	1			
		実利用者数	30	28	30			

※平成20年度については、4月～9月の利用状況からの推計値

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
精神 障害者	計画値	箇所数	1	1	1	1	1	1
		実利用者数	—	—	—	37	37	37
	実績	箇所数	1	1	1			
		実利用者数	32	44	35			

※平成20年度については、4月～9月の利用状況からの推計値

〈見込量の考え方〉

箇所数については、身体障害者地域活動支援センター及び精神障害者地域活動支援センター「希楽里」（犬山市）の2箇所を継続して設置としました。

身体障害者地域活動支援センターの実利用者数については、平成20年度の推計値を基に、平成23年度まで横ばいと推計しました。

精神障害者地域活動支援センターの実利用者数については、平成18年度から平成20年度までの平均利用者数と推計しました。

(6) その他の事業

その他の地域生活支援事業として、日中一時支援事業、更生訓練費給付、職親委託、自動車運転免許取得費の助成、身体障害者自動車改造費の助成、訪問入浴サービス事業を実施します。

① 日中一時支援事業

障害者等の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族に一時的な休息をとれるように、昼間に介護等を行います。

日中一時支援事業の数値目標

サービスの見込量については、平成21年度においては185日、平成22年度においては205日、平成23年度においては226日としました。

日中一時支援事業の見込量（年間）

区 分		第1期計画			第2期計画			
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
日中一時 支援事業	計画値	実利用者数	—	—	—	45	50	55
		利用延日数	140.5	183.5	226.5	185	205	226
	実績	実利用者数	10	23	40			
		利用延日数	94.0	143.8	165.8			

※平成20年度については、4月～9月の利用状況からの推計値

〈見込量の考え方〉

実利用者数については、平成20年度の推計値を基に、各年度利用増加数5人を加えて推計しました。

利用延日数については、平成20年度の1人当たりの利用日数4.1日を基に、実利用者数を乗じて推計しました。

② 更生訓練費給付

身体障害者授産施設などを利用している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

更生訓練費給付の数値目標

サービスの見込量については、平成21年度においては9人、平成22年度においては10人、平成23年度においては11人としました。

更生訓練費給付の見込量（年間）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
更生訓練費給付	計画値	支給人数	11	12	13	9	10	11
	実績		8	8	8			

※平成20年度については、4月～9月の利用状況からの推計値

〈見込量の考え方〉

平成18年度から平成20年度の利用状況を基に、新規の施設利用者を各年度1人見込み推計しました。

③ 職親委託

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、事業経営者に預け、生活指導及び技能取得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。

職親委託の数値目標

サービスの見込量については、平成21年度から平成23年度まで2件としました。

職親委託の見込量（年間）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
職親委託	計画値	件数	1	1	2	2	2	2
	実績		1	1	1			

※平成20年度については、4月～9月の利用状況からの推計値

〈見込量の考え方〉

平成18年度から平成20年度の利用状況を基に、サービスの周知を図ることにより1件の増加を見込み推計しました。

④ 自動車運転免許取得費の助成

自動車運転免許取得に要する費用の一部を助成します。

自動車運転免許取得費の助成の数値目標

サービスの見込量については、平成21年度から平成23年度まで1件としました。

自動車運転免許取得費の助成の見込量（年間）

区 分			第1期計画			第2期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
自動車運転 免許取得費 の助成	計画値	件数	1	1	1	1	1	1
	実績		1	1	1			

※平成20年度については、4月～9月の利用状況からの推計値

〈見込量の考え方〉

平成18年度から平成20年度の利用状況を基に、平成23年度まで横ばいと推計しました。

⑤ 身体障害者自動車改造費の助成

自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

身体障害者自動車改造費の助成の数値目標

サービスの見込量については、平成21年度から平成23年度まで6件としました。

身体障害者自動車改造費の助成の見込量（年間）

区 分			第 1 期計画			第 2 期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
身体障害者 自動車改造 費の助成	計画値	件数	4	5	5	6	6	6
	実績		4	2	6			

※平成20年度については、4月～9月の利用状況からの推計値

〈見込量の考え方〉

平成20年度の推計値を基に、平成23年度まで横ばいと推計しました。

⑥ 訪問入浴サービス事業

家庭において、長期にわたり入浴することができない身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、移動入浴車を派遣して入浴サービスを提供します。

訪問入浴サービス事業の数値目標

サービスの見込量については、平成21年度から平成23年度まで110回としました。

訪問入浴サービス事業の見込量（年間）

区 分			第 1 期計画			第 2 期計画		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
訪問入 浴サー ビス事 業	計画値	実利用者数	6	6	7	6	6	6
		回数	120	120	140	110	110	110
	実績	実利用者数	5	5	5			
		回数	84	81	92			

※平成20年度については、4月～9月の利用状況からの推計値

〈見込量の考え方〉

実利用者数については、平成20年度の推計値を基に、平成23年度まで横ばいと推計しました。

利用回数については、平成20年度の1人当たりの利用回数18.4回を基に、実利用者数を乗じて推計しました。

4 サービス確保のための方策

(1) 訪問系サービス

- サービス提供事業者に対し、今後新たなサービス提供が見込まれる精神障害者や、24時間サービスを必要とする障害者へのサービス拡充に向け働きかけていきます。
- 新サービス移行により、今後需要が見込まれるため、障害のある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

(2) 日中活動系サービス

- 新たなサービス体系への移行の促進を図るため、生活介護などのサービス提供にかかる施設整備に対して支援に努めます。
- 一般企業等への就労が困難な人に対し、継続的な就労訓練を確保する観点から、企業などに対し授産事業への発注の働きかけを行い、安定した施設運営への支援に努めます。
- 障害のある人の企業などへの就労機会の拡大のため、犬山公共職業安定所との連携を強化して、雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障害のある人への雇用に関する情報の提供に努めます。
- 日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施する児童デイサービス事業所の参入を働きかけ施設整備の支援に努めます。
- 介護者の疾病や冠婚葬祭など、一時的に家庭での障害者介護が困難となった家庭などを支援するため、短期入所（ショートステイ）事業の受け入れ体制の充実に向けて、社会福祉法人、医療法人などの民間事業者へ働きかけていきます。

各年度における整備目標

(単位：箇所)

区 分	20年度既設数	21年度	22年度	23年度	23年度整備済数
生活介護	1	0	3	1	5
就労移行支援	0	0	2	1	3
就労継続支援（B型）	1	0	2	1	4
児童デイサービス	2	0	0	1	3

(3) 居住系サービス

- 障害の程度や社会適応能力などにより、生活形態を選択できるよう共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）を実施するサービス事業所の参入を働きかけ、施設整備の支援に努めるとともに障害に対する地域住民の理解を促します。

各年度における整備目標

(単位：箇所)

区 分	20年度既設数	21年度	22年度	23年度	23年度整備済数
共同生活援助・ 共同生活介護	1	0	3	2	6
施設入所支援	0	0	1	0	1

(4) 相談支援（サービス利用計画作成事業）

- 障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害のある人などに、計画的なプログラムなどの必要な相談を県が指定する相談支援事業所に委託し提供します。
- 自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等に適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、専門的な相談体制の確保を働きかけるとともに、情報の提供などの支援に努めます。

(5) 地域生活支援事業

相談支援事業

- 障害のある人や家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するため、身近な相談支援の場の確保に努めます。
- 相談支援体制の充実に向けて、相談支援窓口のネットワーク化を図るとともに、情報の共有化に努めます。
- 相談支援事業を効果的に実施するために、地域自立支援協議会を活用し、地域の関係機関の連携強化に努めます。
- 障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度の活用を含め人権擁護に努めます。

コミュニケーション支援事業

- 障害者団体との連携により、地域における手話通訳者や要約筆記者の把握に努め、サービスの提供体制を整えます。
- 障害のある人に対し、事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

日常生活用具給付等事業

- 障害のある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。
- IT化に対応した利便性の高い電子機器などの利用を容易にするため、講習会などの開催に努めます。

移動支援事業

- 障害のある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。
- 障害のある人の社会参加を促すため、移動ボランティア、送迎ボランティアなどの障害のある人の外出を支えるボランティアの育成の支援に努めます。

地域活動支援センター事業

- 障害の特性に合わせた活動の場の活動内容の充実へ働きかけていきます。

その他の事業

- 各種助成制度の周知に努め、事業の利用促進を図り、障害のある人やその家族の支援に努めます。
- 日中一時支援事業については、必要なサービス量をサービス提供事業所と連携し確保に努めます。
- 職親委託については、登録事業所を増やしていくために事業の周知を図るとともに、障害のある人への情報提供に努めます。

第6章

計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

1 市の推進体制と計画の進行管理

障害者計画は、保健、医療、福祉をはじめ教育、労働、生活環境等広範な分野に及んでおり、多数な施策を総合的かつ効率的に推進するために、市内の総合調整と連携が必要です。また計画は継続的に推進していくことが必要です。そのために、施策の進捗状況を把握するとともに、市内における横断的な連携を図るため計画推進委員会を設置し施策の総合的な推進に取り組みます。

障害福祉計画においては、各年度において、サービス提供量のほか、地域生活への移行や一般就労の達成状況の点検・評価など進行管理を、江南市自立支援協議会で行います。

2 関係機関等の連携

障害者が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

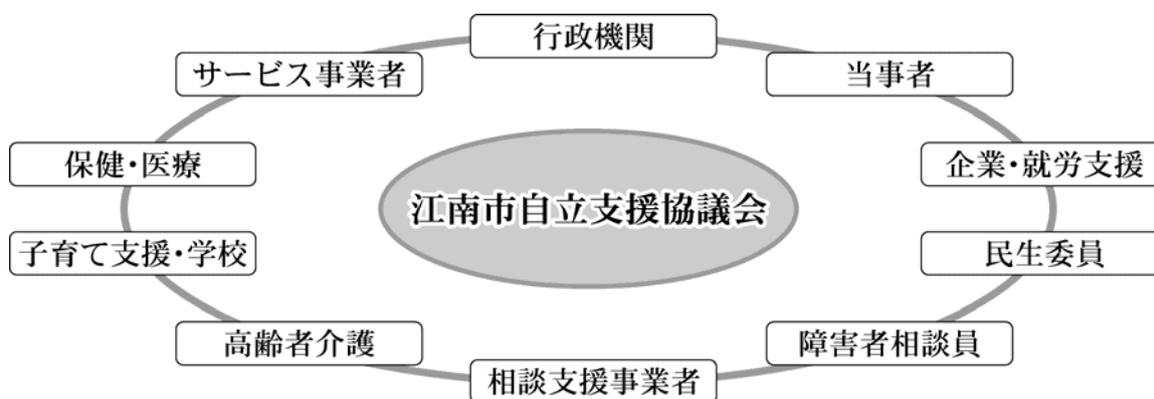
また、障害者に対するサービスを充実していくため、保健、福祉、医療をはじめ関係機関・団体との連携を図り、総合的に計画を推進します。

3 地域自立支援協議会について

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす場として、「江南市地域自立支援協議会」を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、障害のある方のニーズに応じた支援ができるよう協議、検討を行います。

【主な機能】

- ①地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ②困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③地域の社会資源の開発、改善



4 人材の養成確保及び資質の向上

人材の養成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化やこれに係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、障害福祉サービス等に係る人材を質、量ともに確保することが重要です。

障害者自立支援法においては、障害福祉サービス等の事業者には「サービス管理責任者」を、指定相談支援事業者には「相談支援専門員」を配置することとされており、これらに従事する者に対する研修やサービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成などについても、重度訪問介護従事者研修を実施することとしています。このため、障害福祉サービスの適切な提供体制を確保するため、愛知県などの関係機関と連携を図り、必要な人材の確保及び資質の向上に取り組んでいきます。

5 計画の普及・啓発

本計画に定められた障害者の福祉に関する施策、障害の予防に関する施策等について、広報こうなん、ホームページの利用による周知を図ります。また、サービスの利用促進を図るとともに障害者に対する地域住民の理解と協力を得られるよう普及啓発を図ります。

